

袋井市災害廃棄物処理計画

平成 30 年 3 月

袋 井 市

災害廃棄物処理計画 目次

第1章 基本的事項	1- 1
1. 背景及び目的	1- 1
2. 対象とする災害	1- 2
3. 対象とする業務と災害廃棄物	1- 2
4. 処理計画の基本的な考え方	1- 4
第2章 事前準備	2- 1
第1節 組織体制	2- 1
1. 内部組織と指揮命令系統	2- 1
2. 情報収集と連絡体制	2- 2
3. 協力・支援体制	2- 4
4. 職員への教育訓練	2- 5
第2節 一般廃棄物処理施設	2- 6
1. 一般廃棄物処理施設の災害対策	2- 6
2. 一般廃棄物処理施設の事業継続計画	2- 7
3. 災害時におけるトイレとし尿処理体制	2- 8
4. 避難所ごみ	2-13
第3節 災害廃棄物処理	2-14
1. 発生想定量と処理可能量	2-14
2. 処理方針	2-17
3. 処理フロー	2-17
4. 仮置場	2-20
1) 仮置場必要面積	2-20
2) 地区別仮置場必要面積	2-21
3) 仮置場候補地面積	2-22
4) 仮置场面積集計	2-24
5. 仮置場運営の手順	2-25
6. 環境モニタリング	2-26
7. 仮設中間処理施設	2-27
8. 損壊家屋等の解体・撤去	2-28
9. 分別・処理・再資源化	2-29
10. 最終処分	2-30
11. 広域処理	2-31
12. 有害廃棄物・処理困難物対策	2-31

13.	津波堆積物	2-33
14.	思い出の品	2-34
15.	許認可の取扱い	2-34
16.	住民等への広報	2-34
第3章	災害応急対応	3- 1
第1節	初動期（発災直後～3日後）	3- 1
1.	災害時におけるトイレの活用と設置	3- 1
2.	し尿の収集・運搬	3- 1
3.	ごみ処理施設の被害状況把握	3- 2
4.	関係機関との連携	3- 2
5.	収集運搬ルート決定	3- 2
6.	有害物・危険物の撤去	3- 3
7.	市民からの相談情報の管理	3- 3
8.	住民への広報	3- 3
第2節	応急対応（発災～2週間程度）	3- 5
1.	災害廃棄物発生量・処理可能量の推計	3- 5
2.	収集運搬体制の確保	3- 6
3.	仮置場の確保	3- 6
4.	倒壊の危険のある建物の撤去	3- 6
5.	有害物・危険物の撤去	3- 7
6.	廃棄物処理施設の補修及び稼働	3- 7
7.	避難所ごみ等生活ごみの処理	3- 7
8.	簡易トイレ及び仮設トイレの管理	3- 7
第4章	災害復旧・復興	4- 1
第1節	災害廃棄物処理	4- 1
1.	処理フローと処理スケジュール	4- 1
2.	収集運搬の実施	4- 1
3.	仮置場の管理・運営	4- 1
4.	環境モニタリングの実施	4- 2
5.	被災自動車、船舶等	4- 3
6.	選別・破碎・焼却処理施設の設置	4- 4
7.	最終処分受入先の確保	4- 4
8.	災害廃棄物処理実行計画	4- 4

第2節 注意事項	4- 6
1. 復興資材の活用	4- 6
2. 土壌汚染対策法	4- 6
3. 生活環境影響調査	4- 7
4. 災害廃棄物等処理事業費補助金	4- 7
5. 廃棄物処理法による再委託禁止の緩和	4- 8
6. 海洋投棄	4- 8
7. 地元雇用	4- 9
8. 産業廃棄物処理事業者の活用	4- 9

参考資料

1. 防災対策重要関係機関	参- 1- 1
2. 産業廃棄物・し尿処理関連事業所	参- 2- 1
3. 協定書	参- 3- 1
4. 一般廃棄物処理施設の仕様	参- 4- 1
5. 算定基礎	参- 5- 1
6. 災害用トイレの種類と特徴	参- 6- 1

2. 対象とする災害

本計画においては、県計画と同様に、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書（平成25年11月）」に基づき、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震、大正型関東地震）、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震）を対象とする災害とする。

なお、本市におけるレベル2の地震・津波は「南海トラフ巨大地震、地震動：基本ケース、津波：ケース①」及び「南海トラフ巨大地震、地震動：東側ケース、津波：ケース①」を対象とする。

3. 対象とする業務と災害廃棄物

本計画において対象とする業務は、以下のとおり、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「二次災害の防止」や作業の一貫性と迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等を含むものとする。

- 撤去
- 解体・撤去
- 収集・運搬
- 再資源化（リサイクルを含む）
- 中間処理（破砕、焼却等）・最終処分
- 二次災害（強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊など）の防止
- 進捗管理
- 広報
- 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

本計画において対象とする災害廃棄物は、表-1.3.1及び表-1.3.2に示すとおりである。

なお、放射性廃棄物及びこれによって汚染された廃棄物は、本計画の対象としない。

また、道路等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うのが基本である。

表-1.3.1 対象とする廃棄物（災害によって発生）

種 類	備 考
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電※	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車等※	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
その他	腐敗性廃棄物（畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等

※リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づき処理を行う。

表-1.3.2 対象とする廃棄物（被災者や避難者の生活に伴い発生）

種 類	備 考
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲取りし尿

4. 処理計画の基本的な考え方

本計画の位置付けは、図-1.4.1のとおりである。

計画の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- 国の災害廃棄物対策指針等及び県計画を踏まえた内容とする。
- 災害廃棄物は一般廃棄物であるので、第一義的な処理の責任は本市が負うことになるが、本市単独での処理が困難な場合を想定した対応方針も盛り込んだ計画とする。
- 実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

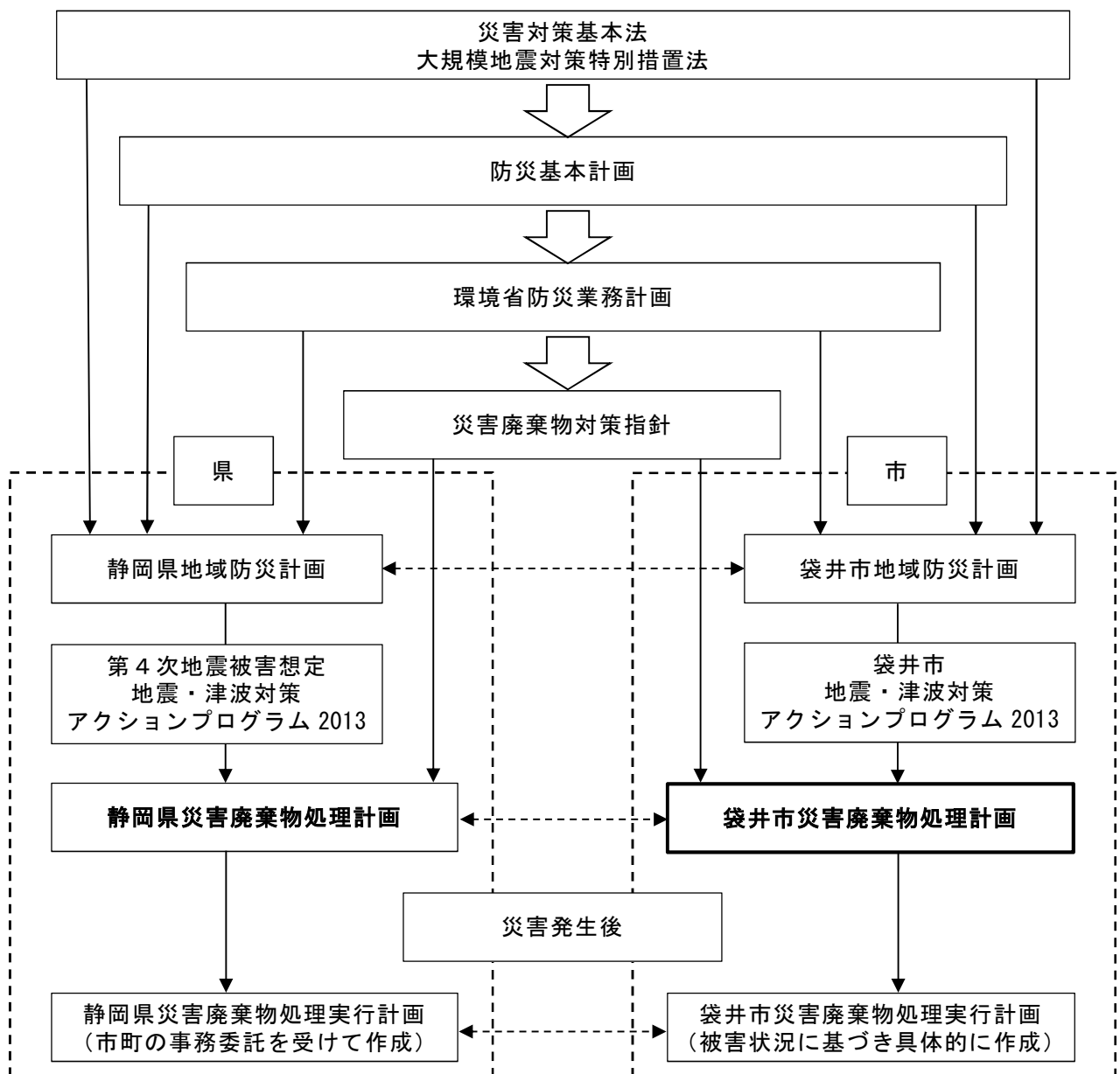


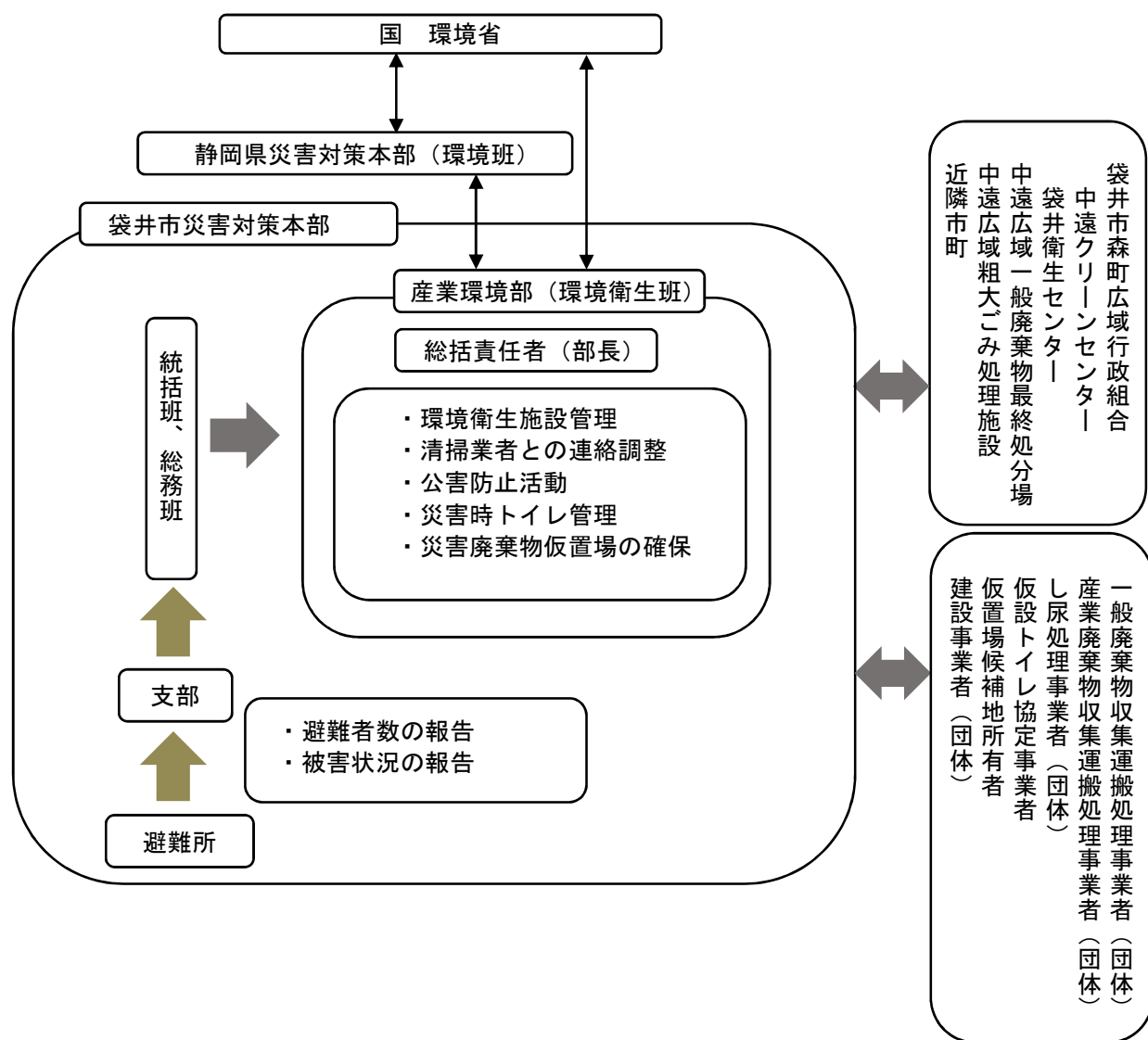
図-1.4.1 袋井市災害廃棄物処理計画の位置付け

第2章 事前準備

第1節 組織体制

1. 内部組織と指揮命令系統

被災時における内部組織体制として、袋井市地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図-2.1.1のとおりである。



出典： 災害廃棄物分別・処理マニュアル（一般社団法人 廃棄物資源循環学会、平成24年5月）を参考に作成

図-2.1.1 内部組織体制

なお、内部組織体制構築にあたり考慮すべき点は表-2.1.1のとおりである。

表-2.1.1 内部組織体制構築にあたり考慮すべき点

ポイント	内容
統括責任者（部長）が意思決定する体制	正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、統括責任者を定めて意思決定体制を一元化し、権限の範囲を明確にする。
土木・建築職経験者の確保	家屋解体や散乱物の回収は、その事業費を積算し、設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。
災害対策経験者の受入れ	円滑な災害対応を進めるため、必要に応じて他の自治体に災害対策経験のある職員の派遣を要請する。また、組織内部の災害支援経験者をリストアップし確保する。

2. 情報収集と連絡体制

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。

関係機関の連絡先は、参考資料1に示すとおりである。また、産業廃棄物・し尿処理関連事業所を参考資料2に示す。

本市が収集すべき情報を表-2.1.2に示す。これらの情報は、時間経過とともに更新されるため、定期的な情報収集を行う。

表-2.1.2 収集すべき情報

項目	内容	緊急時	復旧時
職員・施設被災	職員の参集状況	○	○
	廃棄物処理施設の被災状況	○	○
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	○
災害用トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○	○
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	○
	災害用トイレの配置計画と設置状況	○	○
	災害用トイレの支援状況	○	○
	災害用トイレの撤去計画／撤去状況	—	○
	災害用トイレ設置に関する支援要請	○	○
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	○	○
	し尿収集・処理に関する支援要請	○	○
	市等のし尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理施設の復旧計画／復旧状況	○	○
生活ごみ処理	ごみの推計発生量	○	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	○	○
	市等のごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	○
	ごみ処理施設の復旧計画／復旧状況	○	○
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	○	—
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	○	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	○	○
	災害廃棄物処理実行計画	○	○
	解体撤去申請の受付状況	○	○
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	○
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	○
	仮置場の配置・開設準備状況	○	—
	仮置場の運用計画	○	—
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況	—	○

出典：災害廃棄物処理に係る広域体制の手引き（環境省、平成22年3月）を一部修正

3. 協力・支援体制

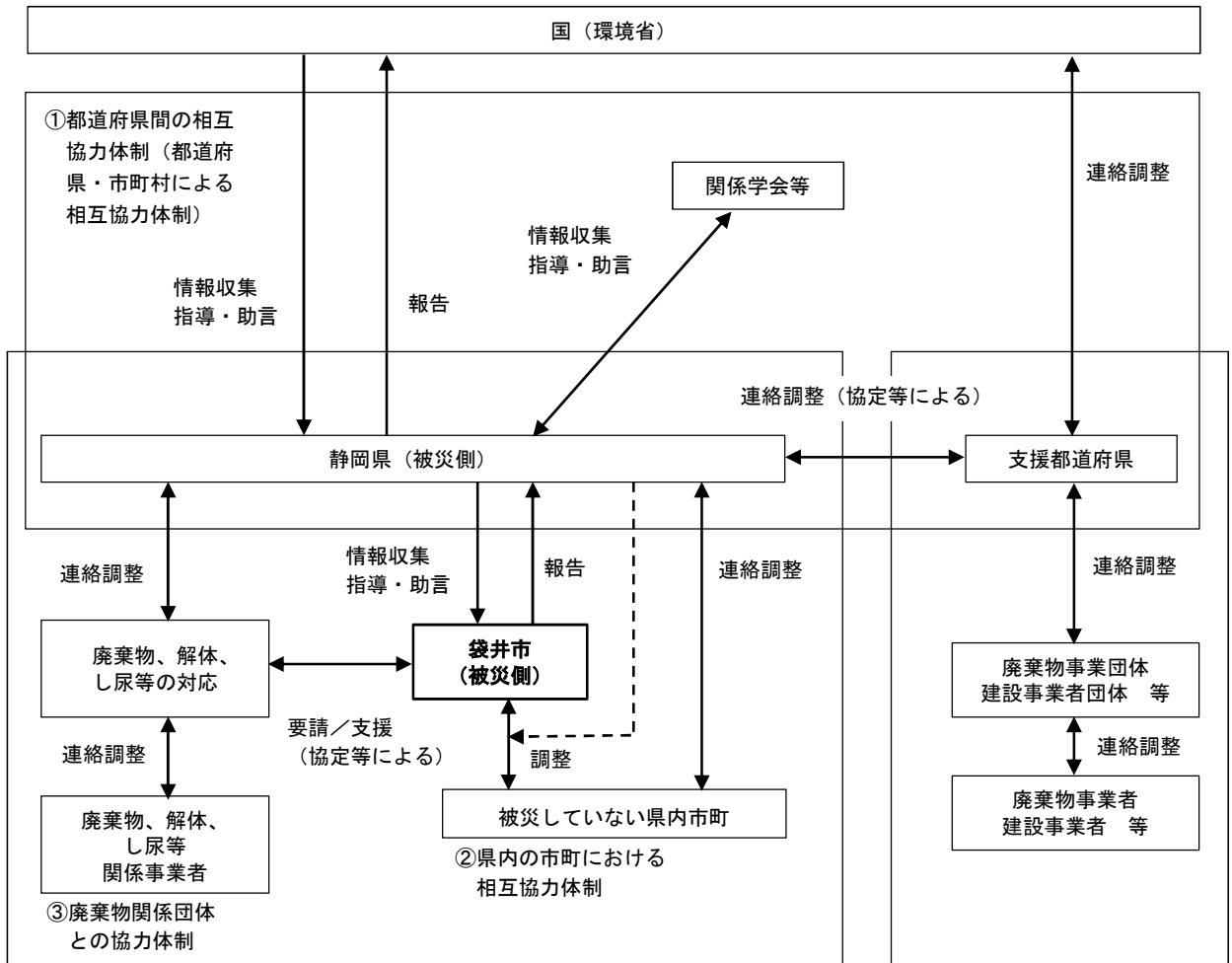
県計画の被災時における外部との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制としている（図-2.1.2）。

県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに中部圏、関東圏の個別協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行うこととされている。

さらに、県において、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「災害時における応急対策業務に関する協定」により、し尿等収集運搬事業者団体、廃棄物事業者団体や建設事業者団体等との協力体制が円滑に機能するように、訓練等を通じた連絡体制の確認を継続して行うとされている。

そこで、本市では、県に被災状況を報告するとともに、県からの情報収集、指導・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築を図る。

なお、県内市町間の協力体制は、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」に基づき、本市が個別に調整する。協定書を参考資料3に示す。



出典： 災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）を一部修正

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画では、県域を越えた連携が必要とされ、静岡県が被災した場合の主たる応援県順位が下表のとおり示されている。

被災县市	主たる応援県順位		
静岡県	1. 愛知県	2. 長野県	3. 岐阜県

出典： 災害時等の応援に関する協定実施細則（防災）（別表1）を抜粋

図-2.1.2 県内及び県外との協力・支援体制

4. 職員への教育訓練

本市は、処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に参加する。

このような教育訓練や研修会等へ継続的に参加することで人材の育成を図る。

第2節 一般廃棄物処理施設

1. 一般廃棄物処理施設の災害対策

本市が構成市となっている一部事務組合の一般廃棄物処理施設の概要と災害対策を表-2.2.1に示す。

なお、現時点における災害対策の状況は、袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター、及び袋井市森町広域行政組合袋井衛生センターでは、耐震対策を実施済みである。一般廃棄物処理施設の仕様を参考資料4に示す。

表-2.2.1 一般廃棄物処理施設の災害対策

施設名		供用開始 年 度	施設規模	災害対策
袋井市森町広域行政組合 中遠クリーンセンター	焼却施設	平成20年	処理能力 132 t /日 (66 t /24 h × 2系列)	非常用発電設備 設置
中遠広域粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 処理施設	平成9年	破砕・選別設備 30 t /5 h	施設耐震化済
中遠広域一般廃棄物最終処 分場（一宮）	最終処分場	平成19年	埋立容量 199,806m ³ (計画埋立量 166,854t) 埋立期間 16年（平成19年～34年）	施設耐震化済
袋井市森町広域行政組合 袋井衛生センター	し尿処理	昭和61年	第1プラント 100kℓ/日	非常用発電設備 設置
		平成10年	第2プラント 50kℓ/日	
袋井浄化センター (アクアピュア)	下水処理	平成11年	処理能力 10,080m ³ /日	可搬式発電機
アクアパークあさば	下水処理	平成14年	処理能力 6,600m ³ /日	自家発電機

2. 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

事業継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急事業及び継続性の高い通常事業（以下、「非常時優先事業」という。）を特定するとともに、非常時優先事業の事業継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時であっても、適切な事業執行を行うことを目的とした計画である。

内閣府（防災担当）では、地方公共団体における地震発災時を想定した事業継続体制に係る検討を支援することを目的として、事業継続の検討に必要な事項及び手法等を取りまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（平成22年4月）」を策定している。

また、廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）においては、施設の耐震化、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムの強靱化を確保することが求められており、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）に基づく国土強靱化アクションプラン2014では、大規模自然災害発生後においても、再建・回復できる条件を整備することとされている。

袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター、中遠広域粗大ごみ処理施設及び袋井市森町広域行政組合袋井衛生センターは、災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、それぞれの、事業継続計画（BCP）をもとに災害対応を行う。

3 災害時におけるトイレとし尿処理体制

被災の初期段階では、断水や避難者の集中によりトイレが不足するため、災害時における仮設トイレ及び簡易トイレの現在数量、必要数を想定した上で地区別の配置計画を策定するとともに、し尿処理体制を構築する。

なお、トイレの想定必要数は、「袋井市地域防災計画」と同様に避難所収容人数から推計を行う。

○ 現在数量

仮設トイレ及び簡易トイレの現在数量は、「袋井市地域防災計画」に示されており、表-2.2.2のとおりである。また、地区区分を図-2.2.1に示す。

仮設トイレについては、協定業者と締結した「災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書」、「災害時におけるリース資機材の供給等の支援に関する協定書」により、それぞれ100基、30基の調達を行う。

なお、協定書を参考資料3に示す。

表-2.2.2 仮設トイレ及び簡易トイレの現在数量

地区名	管轄支部	仮設トイレ(基)		簡易トイレ(基)	
		現在数量	地区別現在数量	現在数量	地区別現在数量
北部地区	袋井北、袋井北四町	25	78	25	118
	今井	7		22	
	三川	8		15	
	上山梨	12		13	
	下山梨	5		15	
	宇刈	8		11	
	袋井東一、袋井東二	13		17	
中部地区	袋井、川井、袋井西、方丈、田原	14	54	34	105
	駅前、高尾	12		28	
	高南	17		24	
	豊沢、愛野	11		19	
南部地区	笠原	23	43	22	119
	浅羽北	10		71	
	浅羽西	2		2	
	浅羽東	—		16	
	浅羽南	8		8	
本部		17	17	69	69
協定書による調達量	旭ハウス工業株式会社		100		—
	太陽建機レンタル株式会社		30		—
計			322		411

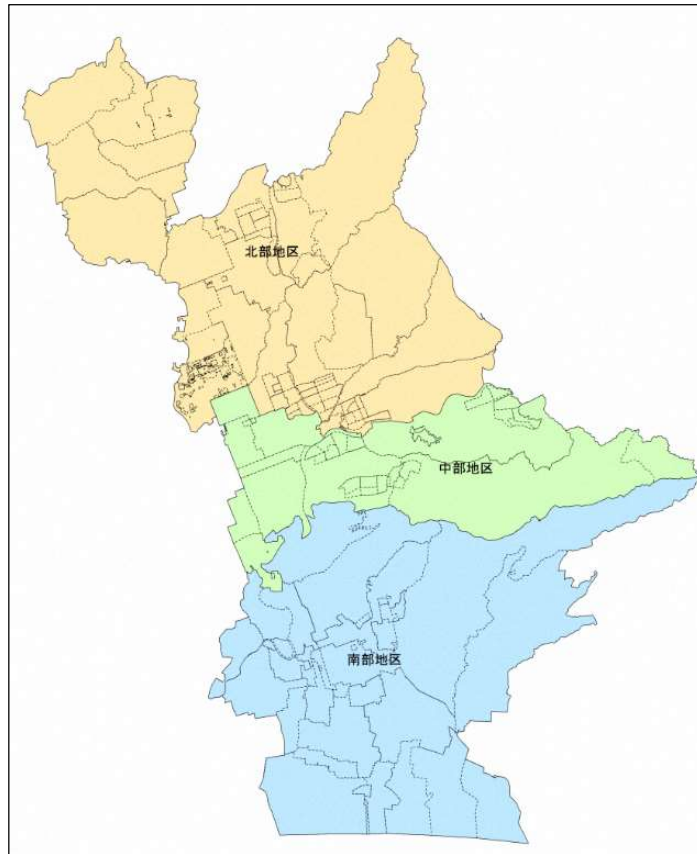


図-2.2.1 地区区分

○ 想定必要数

「袋井市地域防災計画」に基づき、災害時におけるトイレの必要数を推計すると、表-2.2.3のとおりである。

なお、「袋井市地域防災計画」におけるトイレの推計手法から、避難所の収容人数30,236人に対して、地区別の災害時トイレ必要数量を推計すると、表-2.2.3のとおりである。

また、災害時トイレの必要想定数については「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 平成28年4月 内閣府(防災担当)」から、約50人に1基を設置する。

災害時トイレの必要数の算定基礎を参考資料5に示す。

○ 自宅等での避難をしている場合のトイレ

自宅等が安全なことにより、避難所に避難せずに、自宅等にいる場合においても、停電、断水時は自宅トイレが使えない場合があることから、簡易トイレ(7日分)を市民が備蓄するように啓発を行っていく。

また、水を流すことにより使用可能な浄化槽トイレについては、「静岡県環境整備事業協同組合」が作成した、「災害時の浄化槽使用確認手引き」をもとに利用する。

○ マンホールトイレ

浅羽東公民館については、公共下水道に接続されており、三川公民館、掛之上公会堂東側緑地、浅羽中央公園については、貯留型マンホールが設置されているのみであることから現時点においては、現在数量には含めないが、今後は災害時拠点箇所となりうる公共施設に新設していく場合に、必要に応じて対応する。

表-2.2.3 災害時におけるトイレの必要数（地区別）

地区名	管轄支部	収容人数 (人)	災害時トイレ必要数量(基)	
			管轄支部	地区区分
北部地区	袋井北、袋井北四町	2,388	48	192
	今井	1,196	24	
	三川	704	15	
	上山梨	1,363	28	
	下山梨	1,139	23	
	宇刈	1,677	34	
	袋井東一、袋井東二	976	20	
中部地区	袋井、川井、袋井西、方丈、田原	2,549	51	273
	駅前、高尾	1,820	37	
	高南	2,477	50	
	豊沢、愛野	6,728	135	
南部地区	笠原	1,325	27	147
	浅羽北	4,415	89	
	浅羽西	244	5	
	浅羽東	117	3	
	浅羽南	1,118	23	
小計		30,236	612	

※ 災害時トイレについては、仮設トイレ及び簡易トイレを含める。

○ 地区別配置計画

「袋井市地域防災計画」に基づき、大規模災害発生時における避難場所、避難所収容人数等を整理し、地区別に必要な災害時トイレの配置方法を検討した結果は、表-2.2.4のとおりであり、全体必要数量は充足している。

なお、大規模災害時には、被災状況を把握し、不足する地区に対し、本部備蓄分及び協定による調達分を、必要な地区へ配置する。

仮設トイレ及び簡易トイレ等の災害時トイレの種類と特徴を参考資料6に示す。

表-2.2.4 仮設トイレ及び簡易トイレの地区別配置計画

被害想定	災害時トイレ活用条件	地区名	現在数量（基）		仮設トイレ及び簡易トイレ必要数量（基）
			仮設トイレ	簡易トイレ	
レベル2の地震・津波	仮設トイレ等を活用した場合	北部地区	78	118	192
		中部地区	54	105	273
		南部地区	43	119	147
		【本部】	17	69	—
		【協定】	130	—	—
		計	322	411	612

※ 災害時トイレ（仮設トイレ及び簡易トイレ）の現在量 733 基（協定による調達量 130 基を含む）は必要数量 612 基を上回る。

○ 災害時におけるトイレのし尿処理量

地区別のし尿量及び災害時におけるトイレ（仮設トイレ及び簡易トイレ）の処理量は表-2.2.5のとおりであり、し尿処理量はし尿量を充足している。

表-2.2.5 し尿量及び災害時におけるトイレのし尿処理量

地区名	避難所収容人数（人）	し尿量（ℓ/日）	災害時におけるトイレ				処理量計（ℓ/日）
			仮設トイレ		簡易トイレ		
			配置数（基）	処理量（ℓ/日）	配置数（基）	処理量（ℓ/日）	
北部地区	9,443	14,165	97	7,275	118	8,850	16,125
中部地区	13,574	20,361	149	11,175	174	13,050	24,225
南部地区	7,219	10,829	76	5,700	119	8,925	14,625
計	30,236	45,355	322	24,150	411	30,825	54,975

※ 避難所収容人数は「袋井市地域防災計画」に基づく。

※ し尿原単位：1. 5ℓ/人・日（出典：静岡県災害廃棄物処理計画）

※ 災害時におけるトイレは、50人あたり1基とする。

※ トイレ1基あたりの処理量は、し尿原単位の50人分とし、75ℓ/日とする。

○ 仮設トイレの処理体制

仮設トイレを有効的に使用するために、収集は支部・避難所を優先することとし、便槽内をならし棒でならすことも必要になる。

仮設トイレは、衛生面を考慮し2～3日に1回は収集し、袋井市森町広域行政組合袋井衛生センターへ運搬・処理を行う。

市内の許可業者は、し尿処理運搬車（バキューム車）を18台（3,000ℓ/台）保有しているため、1回の収集・運搬により54,000ℓを処理することができる。

また、し尿処理施設である袋井衛生センターの処理能力は63,000ℓ/日であり、本市単独での対応が可能である。しかしながら、本施設は森町と共有しており、森町と発

生量等の検討を行う必要がある。

人口の増加やし尿処理施設が被災する等、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要なし尿処理体制を構築する。

本市は一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者と「災害応急対策に関する支援協定書」を締結している。協定書を参考資料3に示す。

○ 広域処理の方法

各市からの要望に応じて県がマッチングし、し尿の受入先、バキューム車と人員の手配を行う。

○ 簡易トイレの処理体制

簡易トイレや携帯トイレによるし尿は、避難所を管理運営する関係者が汚物処理を行った上で、必ずビニール袋等に密封し、避難所から離れた指定場所へ保管する。

衛生面を考慮して3日に1回は収集し、袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンターへ運搬・処理を行う。

市内の許可業者は、一般廃棄物運搬車（トラック）を13台（2t/台）保有しているため、1回の収集・運搬により26tを処理することができる。

また、一般廃棄物処理施設である中遠クリーンセンターの処理能力は39,600t/年（132t/日）であり、本市単独での対応が可能である。しかしながら、本施設は森町と共有しており、森町と発生量等の検討を行う必要がある。

本市は一般廃棄物収集運搬許可業者と「災害応急対策に関する支援協定書」を締結している。協定書を参考資料3に示す。

4. 避難所ごみ

避難所ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行う。

○ 避難所開設場所

焼却等の処理前に保管が必要な場合、避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保する。

なお、避難所の位置を参考資料1に示す。

○ ごみ発生見込み量

「平成28年度版 袋井市環境報告書」における本市の一人一日ごみ排出量は599gであり、地区別の避難所収容人数から地区別避難所ごみ発生見込み量を推計すれば、表-2.2.6のとおりである。

表-2.2.6 地区別避難所ごみ発生見込み量の推計

地区名	避難所収容人数 (人)	避難所収容人数の割合 (%)	ごみ発生量 (トン/日)
北部地区	9,443	31	5.7
中部地区	13,574	45	8.1
南部地区	7,219	24	4.3
計	30,236	100	18.1

※ 発生原単位：599 g/人・日

※ 年間収集量は平成28年度：599 g、平成27年度：606 g、平成26年度：593 gの実績処理量の平均値とした。

(出典：平成28年度版 袋井市環境報告書 袋井市のごみ処理量 平成28年度収集実績)

○ ごみ処理体制

避難所ごみの収集・運搬・処理等については、市内の廃棄物処理業者に対応を依頼するが、対応が困難な場合は、県や周辺市町等からの支援が必要なため、災害支援協定による支援要請なども含めた体制を構築する。

第3節 災害廃棄物処理

1. 発生想定量と処理可能量

本市における災害廃棄物発生想定量は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書」によれば、表-2.3.1のとおりである。

本市においてはレベル1、レベル2（基本ケース、東側ケース）の災害廃棄物及び津波堆積物の最大値を採用するものとし、本市における災害廃棄物発生想定量を表-2.3.2に示す。

表-2.3.1 災害廃棄物発生想定量

タイプ		災害廃棄物等発生量（千トン）			災害廃棄物等発生量（千m ³ ）		
		災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
レベル1	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震	1,703	9～20	1,712～1,723	1,492	9～14	1,501～1,506
レベル2	南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース 津波：ケース①	1,703	67～141	1,769～1,844	1,492	60～97	1,553～1,589
	南海トラフ巨大地震 地震動：東側ケース 津波：ケース①	1,954	67～141	2,021～2,095	1,714	60～97	1,774～1,810

※ 基本ケースは、東海地震、東南海・南海地震を震源域で発生するケース
東側ケースは、基本ケースよりもやや東側の震源域で発生するケース

出典：静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）（静岡県、平成25年11月）

表-2.3.2 本市における災害廃棄物発生想定量

タイプ		災害廃棄物等発生量（千トン）			災害廃棄物等発生量（千m ³ ）		
		災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
レベル1		1,703	20	1,723	1,492	14	1,506
レベル2	基本ケース	1,703	141	1,844	1,492	97	1,589
	東側ケース	1,954	141	2,095	1,714	97	1,810

※ 災害廃棄物等発生量（千m³）は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書 P.268」の見かけ比重を採用した。（可燃物：0.55t/m³、不燃物：1.48t/m³、津波堆積物：1.46t/m³）

※ 津波堆積物は表-2.3.1の最大値を採用した。

災害廃棄物の組成は、各市町で異なることを考慮し、本市においては県計画の組成割合を基に、津波堆積物を除外した割合を設定し、津波堆積物の発生量は表-2.3.2を採用するものとした。災害廃棄物の組成設定を表-2.3.3に示す。

また、本市における組成別災害廃棄物発生想定量を表-2.3.4に示す。

表-2.3.3 災害廃棄物の組成の設定

組成設定（静岡県）		本市における組成設定	
分類	組成割合（%）	分類	組成割合（%）
可燃混合物	11	可燃混合物	15
木くず	2	木くず	3
不燃混合物	20	不燃混合物	28
コンクリートがら	34	コンクリートがら	47
金属くず	4	金属くず	6
その他	1	その他	1
津波堆積物	28	津波堆積物	－※
計	100	計	100

※ 津波堆積物は表-2.3.2に示す発生量を採用する。

表-2.3.4 本市における組成別災害廃棄物発生想定量

項目	廃棄物の組成	組成割合（%）	レベル1（千トン）	レベル2（千トン）	
				基本ケース	東側ケース
災害廃棄物	可燃混合物	15	253	253	292
	木くず	3	46	46	53
	不燃混合物	28	476	476	545
	コンクリートがら	47	809	809	928
	金属くず	6	95	95	109
	その他	1	24	24	27
小計	－	100	1,703	1,703	1,954
津波堆積物	－	－	20	141	141
合計	－	100	1,723	1,844	2,095

※ 数量は発生量を多く占める「コンクリートがら」で調整した。

※ 津波堆積物については廃棄物の組成割合の推定が困難なため、想定量から除く。

袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター、中遠広域粗大ごみ処理施設の処理可能量は、表-2.3.5のとおりである。なお、「市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル」によれば、中位シナリオは稼働年数が30年以上の施設を対象とするため、中位シナリオは検討しない。

表-2.3.5 既存ごみ焼却施設の処理可能量

施設名	年間処理量 (トン/年度)	稼働年数 (年)	処理能力 (トン/日)	年 間 処理能力 (トン/年)	処理能力に対する 余裕分の割合(%)	処理可能量(トン/年度)	
						高位シナリオ (トン/年度)	中位シナリオ (トン/年度)
中遠 クリーンセンター	34,042	8	132	39,600	18	40,850	—
中遠広域 粗大ごみ処理施設	421	19	30	9,000	96	505	—

※中遠クリーンセンター：年間稼働日数を300日と設定

※中遠広域粗大ごみ処理施設：5h/日運転、年間稼働日数300日と設定、がれきを対象とする。

※中遠クリーンセンターの年間処理量は平成28年度：34,810t、平成27年度：33,274tの実績処理量の平均値とした。

※中遠広域粗大ごみ処理施設（がれき）の年間処理量は平成28年度：445t、平成27年度：451t、平成26年度：366tの実績処理量の平均値とした。

発生想定量と処理可能量

- ・災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の策定等の検討を行うための基礎的な資料となる。
- ・そのため、県計画と同様に「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書（平成25年11月）」の被害想定における災害廃棄物発生想定量を参考にして推計する。
- ・災害廃棄物の発生量とともに、その組成について、県計画等を参考に設定する。
- ・既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておく。この処理可能量の把握は、以下の「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のランドデザインについての、中間とりまとめ（環境省、平成26年3月）」を参考にし行う。

焼却処理施設処理可能量＝年間処理量（実績）×分担率

高位シナリオ、中位シナリオの2つのシナリオを用いて試算。

- ・低位シナリオ：現状の稼働状況に対する負荷を考慮し安全性を重視したシナリオ
- ・高位シナリオ：災害廃棄物処理を最大限行うと想定したシナリオ

稼働年数の制約なし、処理能力が30t以上、かつ処理能力に対する余裕分^{※1}の制約なし（ゼロの場合は除外）、
分担率^{※2}を20%

- ・中位シナリオ：高位シナリオと低位シナリオの中間のシナリオ

稼働年数が30年以上で処理能力が50t以上、かつ処理能力に対する余裕分の割合が10%以上の施設を対象、
分担率10%

※1 年間処理能力（公称能力）から年間処理量（実績）を引いた値

※2 通常時の一般廃棄物との混焼での受入れを想定したときの、年間処理量（実績）に対する災害廃棄物量の割合

埋立処分可能量＝年間埋立処分量（実績）×分担率

高位シナリオ、中位シナリオの2つのシナリオを用いて試算。

高位シナリオ：残余年数が10年以上の施設だけを対象、分担率40%

中位シナリオ：残余年数が10年以上の施設だけを対象、分担率20%

中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）の処理可能量は、表-2.3.6のとおりである。

なお、中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）については、現時点において、地元との約束により、処理期間は残り5年間となっている。「市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル」によれば、処理可能量は10年以上の施設を対象とするが、一宮最終処分場での埋立については、中遠広域事務組合及び構成市町と定期的に協議を行っていく。

表-2.3.6 既存最終処分場の処理可能量

施設名	埋立容量 (覆土除く)	平成28年度末 までの埋立容量	残余容量	埋立容量 (m ³ /年度)	残余年数 (年)	埋立処分可能量(m ³ /年度)	
						高位シナリオ (トン/年度)	中位シナリオ (トン/年度)
中遠広域一般廃棄物最 終処分場	166,854 t 169,616 m ³	86,249 t 62,507 m ³	80,605 t 107,109 m ³	—	5	—	—

2. 処理方針

本市の処理方針は、以下のとおりである。

- 処理期間：3年間を目標
本市の災害廃棄物発生量と処理可能量等を基に、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（環境省、平成23年5月）」及び東日本大震災の事例等を参考に3年間を目標とする。
- 処理費用：災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用
廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。
- 処理方法等：リサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくする。
災害廃棄物の処理にあたっては、3Rの観点から、できるだけ仮置場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることを基本とする。

処理方針に沿って、仮置場の面積や運営方法、分別精度、仮設廃棄物処理施設、地元雇用、処理フロー等が決定されていくが、実際の作業としては、最終的にどうするかという観点から逆算して全体スケジュールとフローを構築する。

3. 処理フロー

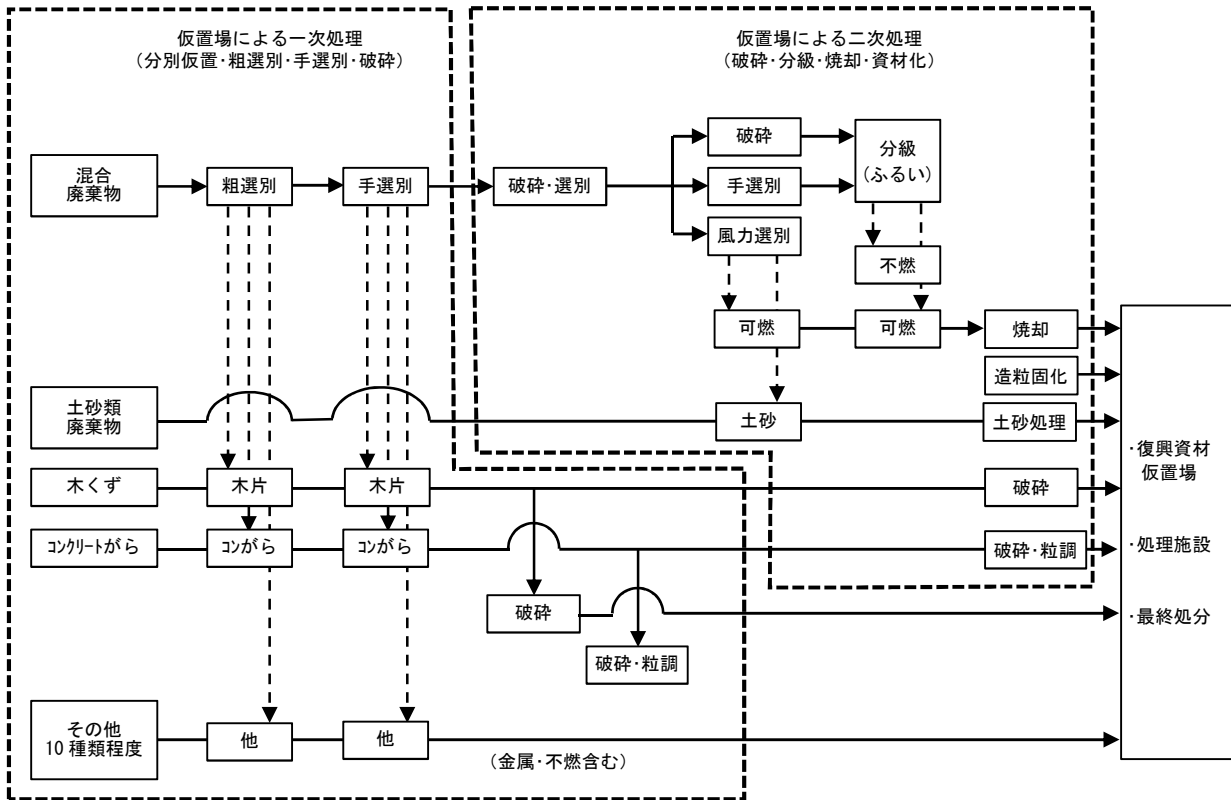
本市の災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県計画等を参考にし、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローと概略工程を図-2.3.1のとおりとする。

また、仮置場のレイアウトを図-2.3.2、災害廃棄物の処理対策実施フローを図-2.3.3に示す。

- 仮置場での徹底分別を優先
仮置場では、搬入時に分別し、重機による粗選別と徹底した手選別を行った後、破砕機を用いて木くずやコンクリートがら等の一部を破砕し、直接リサイクル先、処理先に搬出する。

平常時、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理フローを設定するとともに、具体的な作業工程の確認を行う。

発災後は、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化等に応じ、処理フローは随時見直すこととする。



時期区分	応急対応	復旧		復興
時間の目安	発災～3ヶ月	3ヶ月～1年	1年～3年	3年
仮置場の対応	→			
復興資材仮置場	→			
処分施設	→			
最終処分	→			

図-2.3.1 基本処理フロー（仮置場での徹底分別優先）

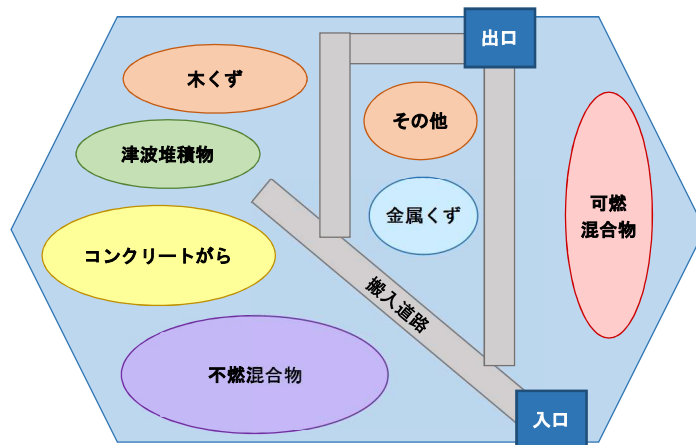


図-2.3.2 仮置場のレイアウト（イメージ）

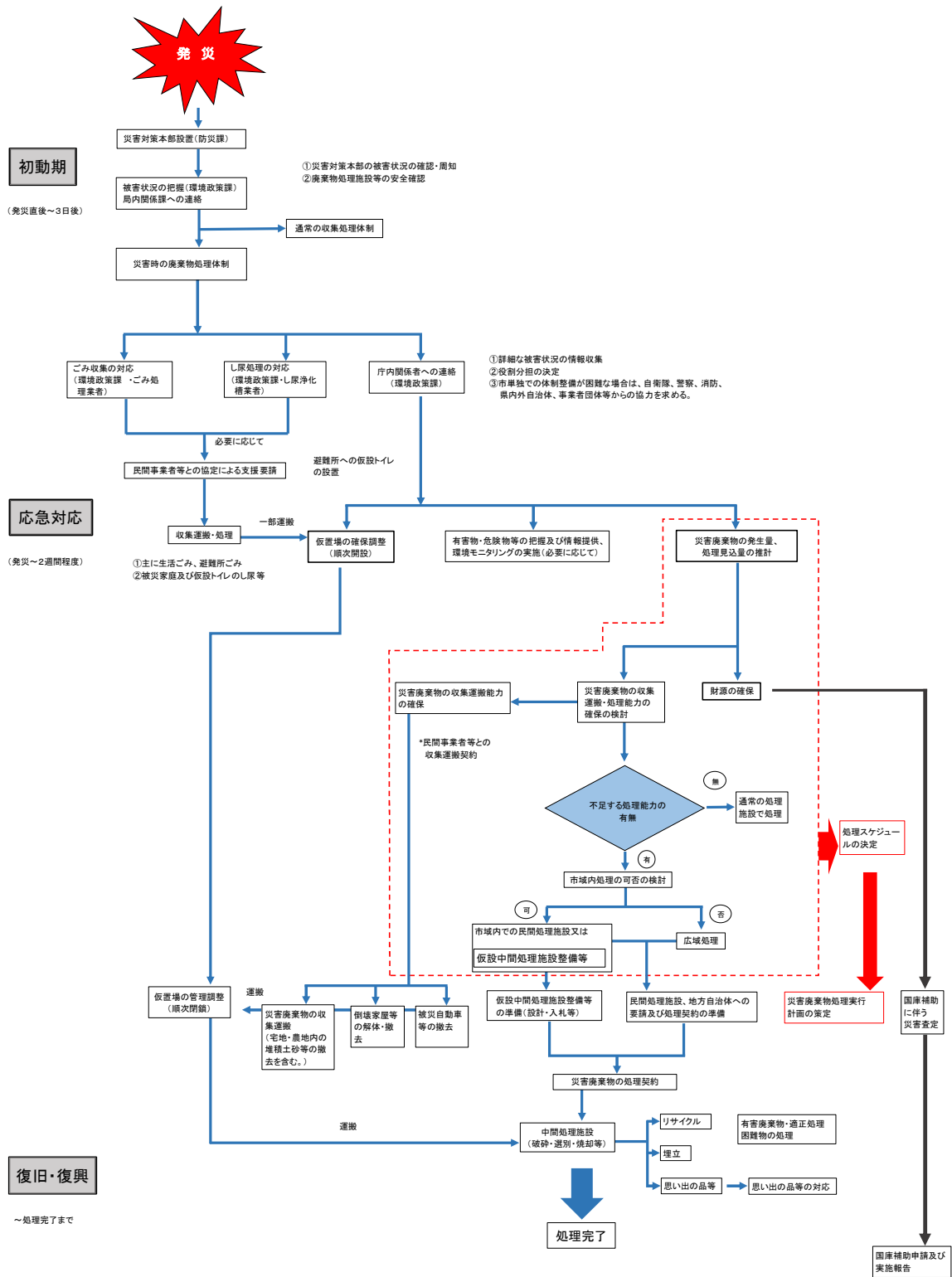


図-2.3.3 災害廃棄物の処理対策実施フロー

4. 仮置場

1) 仮置場必要面積

本市における組成別災害廃棄物発生想定量及び仮置場の対象組成項目を表-2.3.7に示す。

表-2.3.7 本市における組成別災害廃棄物発生想定量

項目	災害廃棄物の組成	組成割合 (%)	レベル1 (千トン)	レベル2 (千トン)	
				基本ケース	東側ケース
災害廃棄物	可燃混合物	15	253	253	292
	木くず	3	46	46	53
	不燃混合物	28	476	476	545
	コンクリートがら	47	809	809	928
	金属くず	6	95	95	109
	その他	1	24	24	27
	小計	100	1,703	1,703	1,954
津波堆積物	津波堆積物	—	20	141	141
計	—	—	1,723	1,844	2,095

仮置場の必要面積は、レベル1の地震・津波及びレベル2の地震・津波（基本ケース、東側ケース）における最大の災害廃棄物発生想定量を考慮して算定すると、表-2.3.8のとおりである。

表-2.3.8 仮置場の必要面積

被害想定	災害廃棄物発生量				仮置場必要面積			
	可燃物 (千トン)	不燃物 (千トン)	津波堆積物 (千トン)	計 (千トン)	可燃物 (千m ²)	不燃物 (千m ²)	津波堆積物 (千m ²)	計 (千m ²)
レベル1の地震・津波	299	1,404	20	1,723	217	379	5	601
レベル2の地震・津波 基本ケース	299	1,404	141	1,844	217	379	39	635
レベル2の地震・津波 東側ケース	345	1,609	141	2,095	251	435	39	725

仮置場の必要面積＝集積量÷見掛け比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

年間処理量＝災害廃棄物発生量／処理期間

見掛け比重：可燃物 0.55 t/m³

不燃物 1.48 t/m³

津波堆積物 1.46t/m³

積み上げ高さ： 5 m

作業スペース割合： 1

仮置廃棄物量＝可燃系＋不燃系＋津波堆積物

仮置場

可燃物＝可燃混合物＋木くず

不燃物＝不燃混合物＋コンクリートがら＋金属くず＋その他

津波堆積物＝津波堆積物

2) 地区別仮置場必要面積

地区別の仮置場必要面積の算定結果を表-2.3.9に示す。

また、可燃物及び不燃物については、地区別の建物全壊棟数をもとに、建物全壊棟数割合から地区別の災害廃棄物発生量を算定し、津波堆積物については、南部地区のみ浸水が想定されているため、津波堆積物は南部地区の計上とした。

なお、地区別の建物全壊棟数及び建物全壊棟数割合の算定根拠を参考資料5に示す。

表-2.3.9 地区別仮置場必要面積

被害想定	地区区分	全壊棟数割合 (%)	災害廃棄物発生量				仮置場必要面積			
			可燃物 (千トン)	不燃物 (千トン)	津波堆積物 (千トン)	計 (千トン)	可燃物 (千㎡)	不燃物 (千㎡)	津波堆積物 (千㎡)	計 (千㎡)
レベル1の地震・津波	北部	40	119.6	561.6	0.0	681.2	86.8	151.6	0.0	238.4
	中部	27	80.7	379.1	0.0	459.8	58.6	102.3	0.0	160.9
	南部	33	98.7	463.3	20.0	582.0	71.6	125.1	5.0	201.7
	計	100	299.0	1,404.0	20.0	1,723.0	217.0	379.0	5.0	601.0
レベル2の地震・津波 基本ケース	北部	40	119.6	561.6	0.0	681.2	86.8	151.6	0.0	238.4
	中部	27	80.7	379.1	0.0	459.8	58.6	102.3	0.0	160.9
	南部	33	98.7	463.3	141.0	703.0	71.6	125.1	39.0	235.7
	計	100	299.0	1,404.0	141.0	1,844.0	217.0	379.0	39.0	635.0
レベル2の地震・津波 東側ケース	北部	41	141.4	659.6	0.0	801.0	102.9	178.3	0.0	281.2
	中部	24	82.8	386.2	0.0	469.0	60.2	104.4	0.0	164.6
	南部	35	120.8	563.2	141.0	825.0	87.9	152.3	39.0	279.2
	計	100	345.0	1,609.0	141.0	2,095.0	251.0	435.0	39.0	725.0

※ 合計値は占める割合が大きい北部地区で数量調整を行った。

3) 仮置場候補地面積

仮置場候補地は、公有地の利用を基本とし、県計画及び「静岡県災害廃棄物処理計画参考資料」の留意事項等を考慮し、面積、地形等の物理的条件によって絞りこみを行った結果、表-2.3.10となった。

候補地面積は73.22haとなり、表-2.3.9で示した必要面積72.5haを満たしている。

表-2.3.10 仮置場候補地

仮置場として優先的に利用可能な候補地 (優先度A)			
No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域
A 1	春岡多目的広場	4.09	北部地区
A 2	豊沢の丘公園	1.49	中部地区
A 3	中遠クリーンセンター多目的広場	0.95	南部地区
A 4	旧浅羽B&G駐車場	0.59	南部地区
A 5	浅羽球技場	1.41	南部地区
小計		8.53	
災害時の他目的利用との調整や土地造成等が必要な候補地 (優先度B)			
No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域
B 1	みつかわ夢の丘公園	2.64	北部地区
B 2	豊沢の丘防災広場	0.75	中部地区
B 3	中遠広域事務組合 宇刈処分場	2.19	北部地区
B 4	市有地 (雇用促進住宅地北側ほか)	1.14	北部地区 : 0.64 ha 中部地区 : 0.5 ha
B 5	市内公園	9.87	北部地区 : 3.28ha 中部地区 : 2.80ha 南部地区 : 3.79ha
小計		16.59	
災害の規模、内容により特例的な利用を承認された場合に利用交渉できる候補地 (優先度C)			
No.	名称	敷地面積 (ha)	所在区域
C 1	市内民有地 (遊休地ほか)	26.56	市内全域
C 2	市内林野等	21.54	市内全域
小計		48.10	
合計		73.22ha	

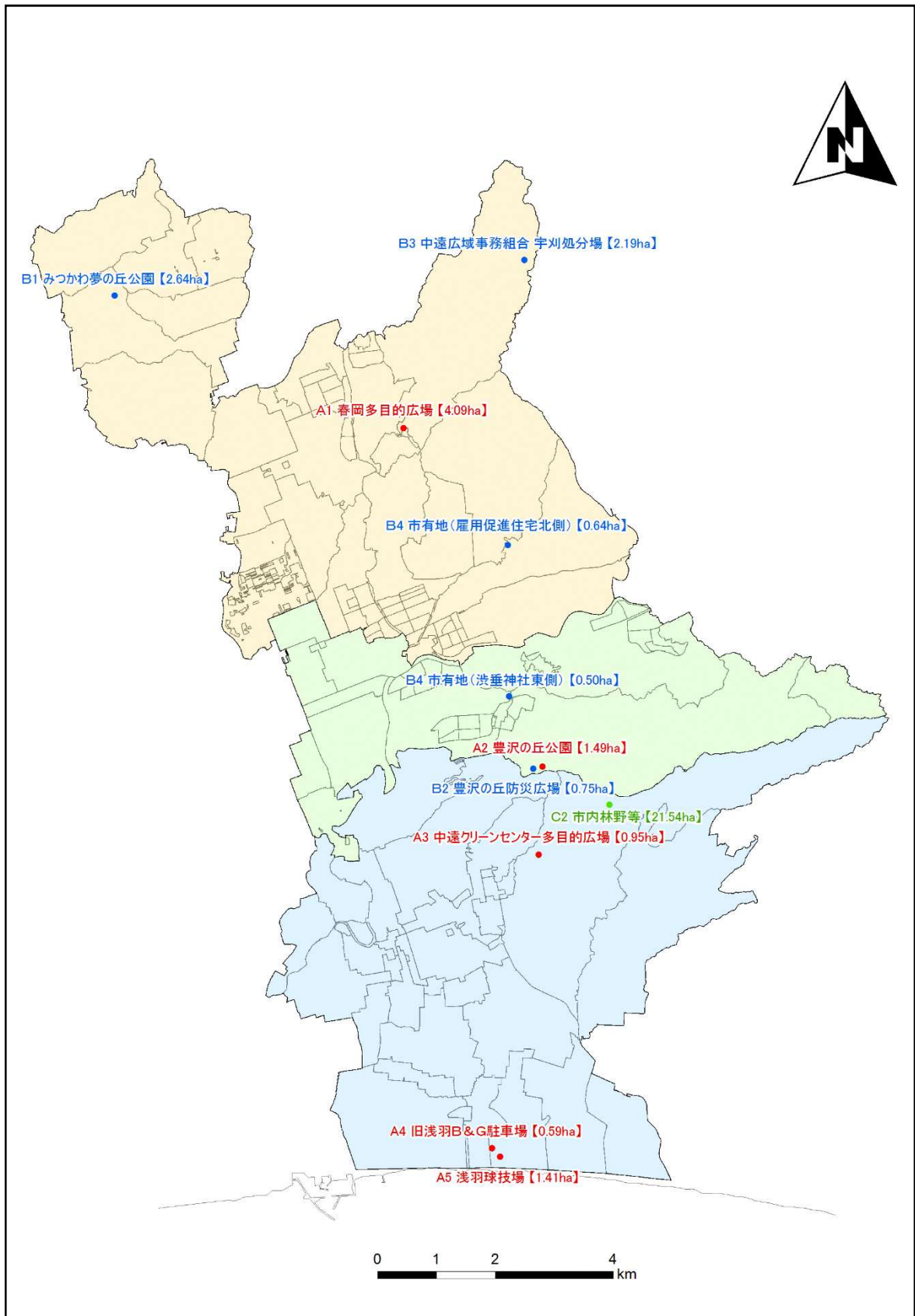


図-2.3.4 仮置場候補地位置

※ 発災後に土地所有者との協議により、場所が変更される可能性がある候補地は図示しない。

4) 仮置場面積集計

仮置場必要面積が各被害想定で最大となる仮置場必要面積と仮置場候補地を表-2.3.11に一覧する。

表-2.3.11 地区別仮置場面積一覧

地区区分	災害廃棄物発生量(千トン)	仮置場必要面積(千m ²) ①	仮置場候補地敷地面積(千m ²) ②	②-①(千m ²)	摘要
北部地区	801.0	281.2	288.7	7.5	候補地 A1, B1, B3, B4, B5
中部地区	469.0	164.6	215.7	51.1	候補地 A2, B2, B4, B5
南部地区	825.0	279.2	227.8	▲51.4	候補地 A3, A4, A5, B5
全地区	2,095.0	725.0	732.2	7.2	上記と優先度Cの候補地を含める

- ※ 津波堆積物のふるい下土砂は考慮していない
- ※ 仮置場必要面積が最大となる仮置場面積を表示
- ※ 候補地の面積は、敷地該当地区に表示

表-2.3.11から必要最大仮置場面積72.5haに対し、選定された仮置場候補地の面積は73.22haであるため、必要最大仮置場面積を確保している。

災害の規模により地区ごとの候補地面積の収容量を、災害廃棄物発生量が上回った場合には、市内全域の仮置場候補地により対処する。

仮置場の利用にあたっては造成等の必要な措置を講じるほか、周辺住民の同意を得て、土地所有者と協議していく。

5. 仮置場運営の手順

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、検討を行う。

災害廃棄物の収集運搬は、道路等の被災状況を確認し、道路等復旧の可能性を踏まえ、選定するものとする。

また、運搬ルートは、今後選定する仮置場を含めて収集・運搬について考える必要がある。

1. 災害廃棄物の分別区分

- 海水／水被り木材（家屋解体木材等）
- 大型生木
- 家屋系木材
- 早期腐敗物
- 混合可燃物（木くずや紙くず、プラスチック、家具類）
- 畳・マットレス
- 津波堆積物（を被った物）
- コンクリートがら等のがれき類
- タイヤ
- 石膏ボード、スレート板
- 家電リサイクル法対象製品、自動車、船舶、バイク
- パソコン及び小型家電製品
- その他の家電製品
- 有害廃棄物、消火器、アスベストやPCB
- 貴重品・思い出品（写真、位牌等）

2. 緊急輸送路の確保（運搬方法、ルート）
3. 仮置場安全性の確認（造成の有無や補強）
4. 仮置場レイアウトの確定
5. 仮置場への搬入周知
6. 仮設中間処理施設の場所の確保
7. 仮置場の表示看板の作成
8. 仮置場の近隣住民への了解

6. 環境モニタリング

環境モニタリングを行う項目は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の仕様・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

建物の解体現場及び災害廃棄物処理において考慮すべき環境基準と環境保全対策の概要は、表-2.3.12に示すとおりである。

表-2.3.12 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤの洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体や廃棄物処理作業等に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを設置 敷地内で発生する排水・用水の処理、水たまりの解消

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技1-14-7】環境対策、モニタリング、火災防止対策
（環境省、平成26年3月）を一部修正

7. 仮設中間処理施設

仮設中間処理施設の設置については、県及び周辺市町との協議により実施する。

しかしながら、本市、構成自治体との協議を実施し、広域の中間処理施設の検討を行う必要がある。ここでは、本市における災害廃棄物処理量を表-2.3.13に示す。

表-2.3.13 本市における災害廃棄物処理量

仮置場	施設	対象廃棄物	災害廃棄物の組成	レベル1		レベル2 基本		レベル2 東側		摘要
				処理量 (千トン)	施設規模 (トン/日)	処理量 (千トン)	施設規模 (トン/日)	処理量 (千トン)	施設規模 (トン/日)	
仮置場による 一次処理	粗選別	混合廃棄物 +木くず 粗選別搬入分	可燃混合物、 不燃混合物、 木くず、 コンクリートがら、 金属くず、 津波堆積物、 その他	1,723.0	—	1,844.0	—	2,095.0	—	コンクリート がら含む
	コンクリート 破砕	コンクリートがら	コンクリートがら	809.0	—	809.0	—	928.0	—	
仮置場による 二次処理	破砕 選別	粗選別 -コンクリート選別分 -木くず選別分 -可燃物選別分	不燃混合物、 金属くず、 津波堆積物、 その他	615.0	—	736.0	—	822.0	—	
	焼却	破砕可燃物	可燃混合物	253.0	—	253.0	—	292.0	—	ストーカ炉ま たはキルン炉
	灰処理	主灰		11.9	—	11.9	—	13.7	—	造粒固化
	コンクリート 破砕	コンクリートがら	コンクリートがら	809.0	—	809.0	—	928.0	—	
	土壌	津波堆積物	津波堆積物	20.0	—	141.0	—	141.0	—	

※木くずは、木くずチップとして再資源化するものとし、焼却処理は行なわない。

※主灰は、焼却量に対し、平成26年度（4.9%）、平成27年度（4.5%）の実績値の平均値として4.7%を採用した。

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所を決定後は、県計画等を参考に環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める（図-2.3.5）。

仮設焼却炉の配置にあたっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐように検討する。設置にあたっては、県計画等を参考に制度を熟知した上で、手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。

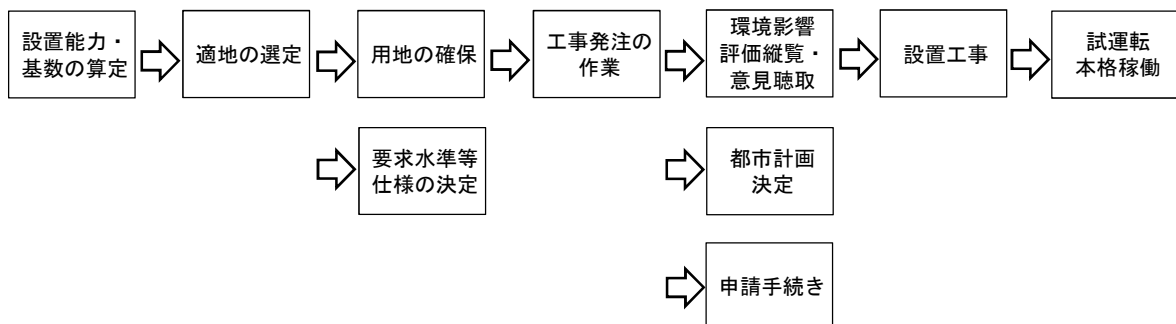


図-2.3.5 仮設焼却炉の設置フロー

8. 損壊家屋等の解体・撤去

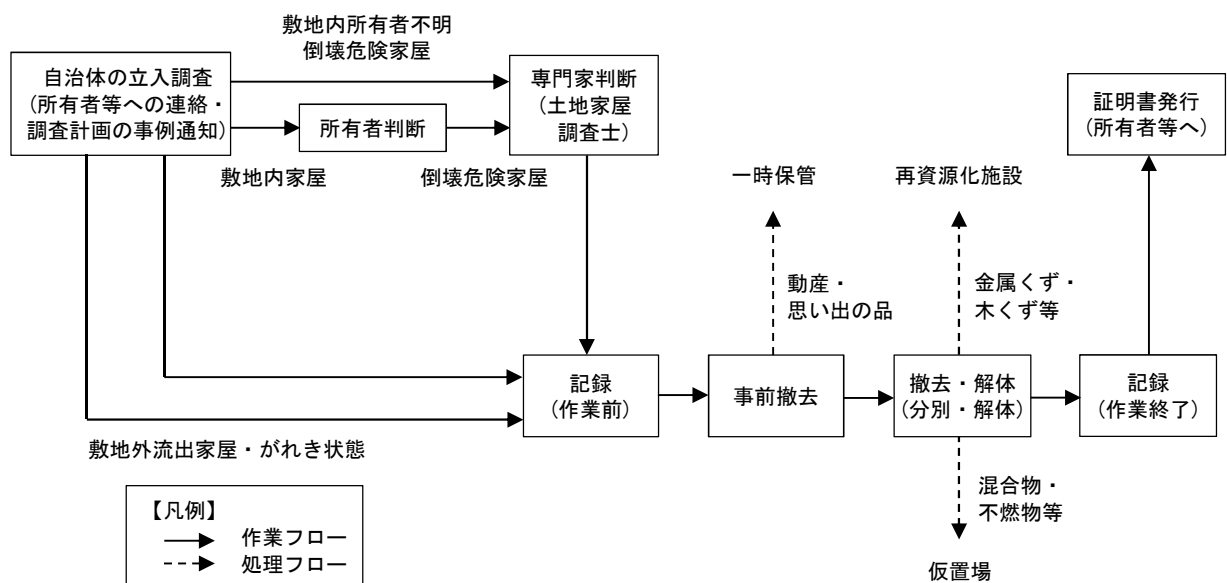
「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）報告書」に基づき、損壊家屋等の数量を算出すると、表-2.3.14のとおりである。

なお、静岡県第4次地震被害想定において、全壊・焼失棟数は、木造・非木造の区分なく合計数量が記載されているため、合計数量を木造・非木造の建物割合で算定した。

表-2.3.14 建物棟数及び損壊家屋等（全壊・焼失）の数量

被害想定	木造 (棟)	非木造 (棟)	計 (棟)	摘要
本市の建物数	24,175	10,150	34,325	
レベル1の地震・津波による全壊・焼失	9,278	3,895	13,173	(冬、夕方)
レベル2の地震・津波（基本ケース）による全壊・焼失	9,278	3,896	13,174	(冬、夕方)
レベル2の地震・津波（東側ケース）による全壊・焼失	10,679	4,484	15,163	(冬、夕方)

損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー等は、図-2.3.6に示すとおりであることから、設計、積算、現場管理等のために土木・建築職を含めた人員が必要になる。



出典：【技 1-15-1】損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項（環境省、平成26年3月）

図-2.3.6 損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー

「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の指針が出されている。

この指針の概要と損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意点は、表-2.3.15のとおりである。

表-2.3.15 損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別にあたっての留意点

項目	損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別にあたっての留意点
損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、又は連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。 ・一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。 ・建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外については撤去・廃棄できる。
解体・撤去と分別にあたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。 ・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは、土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。 ・撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。 ・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。 ・廃棄物を仮置場へ搬入する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別を行い、焼却及び埋立ての処分量の減量化に努める。

9. 分別・処理・再資源化

災害廃棄物の種類ごとの分別・処理方法・再資源化量及び方法を表-2.3.16に示す。

表-2.3.16 分別・処理方法・再資源化量及び方法

仮置場	災害廃棄物等	処理方法	再資源化量			再資源化方法
			レベル1 (千トン)	レベル2 基本ケース (千トン)	レベル2 東側ケース (千トン)	
仮置場 による 一次処理	木くず	分別、粗選別、手選別、破碎	46	46	53	木くずチップ
	金属くず	分別	—	—	—	金属スクラップ
	コンクリートがら	破碎、粒調	809	809	929	再生砕石
仮置場 による 二次処理	可燃物	焼却、主灰造粒固化	12	12	14	復興資材
	金属くず	破碎、分別、選別	95	95	109	金属スクラップ
	コンクリートがら	破碎、粒調	—	—	—	再生砕石
	津波堆積物	改質処理、洗浄処理	20	141	141	復興資材

※木くずは、木くずチップとして再資源化するものとした。

※可燃物は焼却処理後の主灰とし、本市の実績値から焼却量の4.7%とした（表-2.3.13参照）。

10. 最終処分

災害廃棄物の最終処分量は、表-2.3.17のとおりである。

本計画における再資源化率は、表-2.3.17に示すとおり70.3～72.0%である。しかしながら、東日本大震災においては、埋め立てる災害廃棄物量を大幅に減らすことができた例もあることから、本計画における最終処分量についても、資源を有効利用する3Rの観点から、発生量に対する再資源化率を80%以上とする処理フローの選択を目標とする。

不燃物の占める処分量が多いため、不燃物の分別を徹底する。

表-2.3.17 最終処分量及び再資源化率

被害想定	災害廃棄物 発生量 (千トン)	最終処分量						再資源化量 (千トン)	再資源化率 (%)	目標値 (%)
		ばいじん (千トン)	不燃物 (千トン)	廃タイヤ (千トン)	危険物等 (千トン)	その他 (千トン)	計 (千トン)			
レベル1の 地震・津波	1,723	12	476	—	—	24	512	1,211	70.3%	80%
レベル2の 地震・津波 基本ケース	1,844	12	476	—	—	24	512	1,332	72.2%	80%
レベル2の 地震・津波 基本ケース	2,095	14	545	—	—	27	586	1,509	72.0%	80%

※ばいじんは主灰として考え、本市の実績値から災害廃棄物焼却量の4.7%とした（表-2.3.13参照）。

中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）については、現時点において、地元との約束により、処理期間は残り5年間となっている。「市町災害廃棄物処理計画策定マニュアル」によれば、処理可能量は10年以上の施設を対象とするが、一宮最終処分場での埋立については、中遠広域事務組合及び構成市町と定期的に協議を行っていく。

11. 広域処理

今後、袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター及び袋井市森町広域行政組合袋井衛生センターのごみ処理及びし尿処理については、組合事務局及び構成自治体との協議により処分量を把握する必要がある。

また、中遠広域粗大ごみ処理施設及び中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）についても、組合事務局及び構成自治体との協議により、処分量を把握する必要がある。

その結果を踏まえ、地区に処理施設を設けるか、さらなる広域処理を行うかを検討する必要がある。

なお、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のため、災害廃棄物の広域処理に関する手続き方法や契約書の様式等を準備する。また、発災後の迅速の対応のため、被災側・支援側の両方の契約書様式を準備する。

12. 有害廃棄物・処理困難物対策

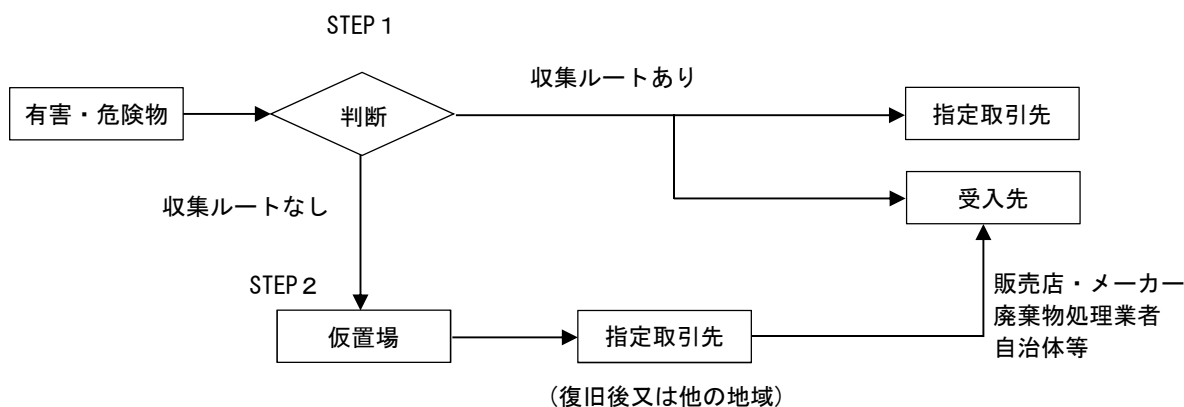
有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報するものとする。

有害性・危険性がある廃棄物は、事業者による適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行う。

アスベストについては、「県計画 有害・感染性廃棄物、危険物の対応マニュアル」に準じて、適切な処理を行う必要がある。

有害・危険物処理フローは、図-2.3.7のとおりである。また、対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表-2.3.18に示す。

なお、有害廃棄物の仮置き場については、原則、事業者に直接搬入をすることとするが、やむなく、一時的に仮置きが必要な場合は、市の指定する仮置き場の一部を囲い等で隔離し、人体に影響が出ないような処置を施したのちに置くこととする。



出典：【技1-20-15】個別有害・危険製品の処理（環境省、平成26年3月）

図-2.3.7 有害・危険物処理フロー

表-2.3.18 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、 その他薬品（家庭薬品）	販売店、メーカーに回収依頼／ 廃棄物処理許可者に回収・処理	中和・焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カ ドミウム蓄電池（ニ カド電池）、ニッケ ル水素	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、 リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用 品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、 リサイクル （金属回収）
廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行なっている 事業者へ	破碎、選別、 リサイクル、 （カレット、 水銀回収）		
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジ ンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、 リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄 物処理許可	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、 リサイクル	
	カセットボンベ・スプレ ー缶	使い切ってから排出する場合は、穴 をあけて	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可 者に依頼	破碎、選別、 リサイクル	
感染性廃棄物 （家庭）	使用済み注射器針、使い 捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみと して収集 指定医療機関での回収（使用済み注 射器針回収薬局等）	焼却・溶解、 埋立	

※以下の品目については、該当する技術資料等を参照のこと。

アスベスト：【技1-20-14】石綿の処理

PCB含有廃棄物電気機器：PCB含有廃棄物について（第一報：改訂版）（国立環境研究所）フロンガス封入機器（冷蔵庫、空調機等）：【技1-20-6】家電リサイクル法対象製品の処理

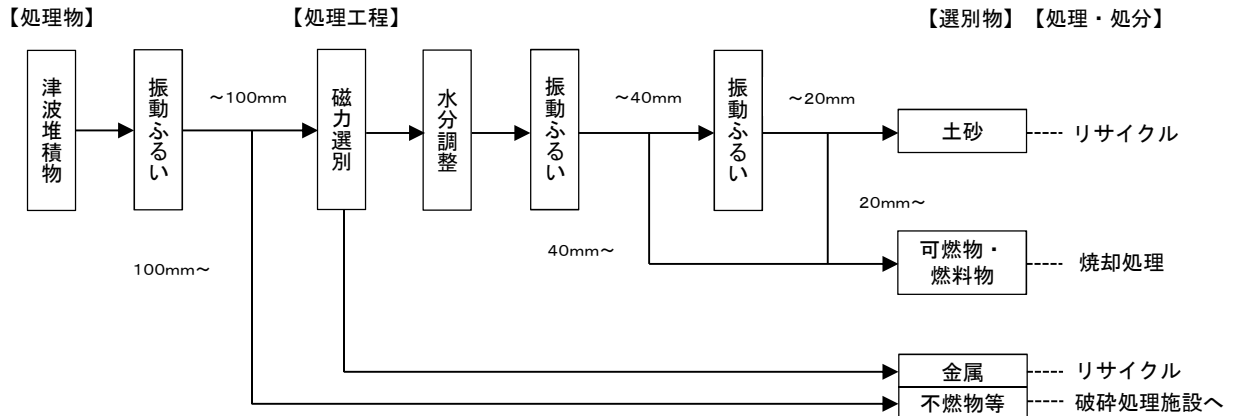
出典：【技1-20-15】個別有害・危険製品の処理（環境省、平成26年3月）

13. 津波堆積物

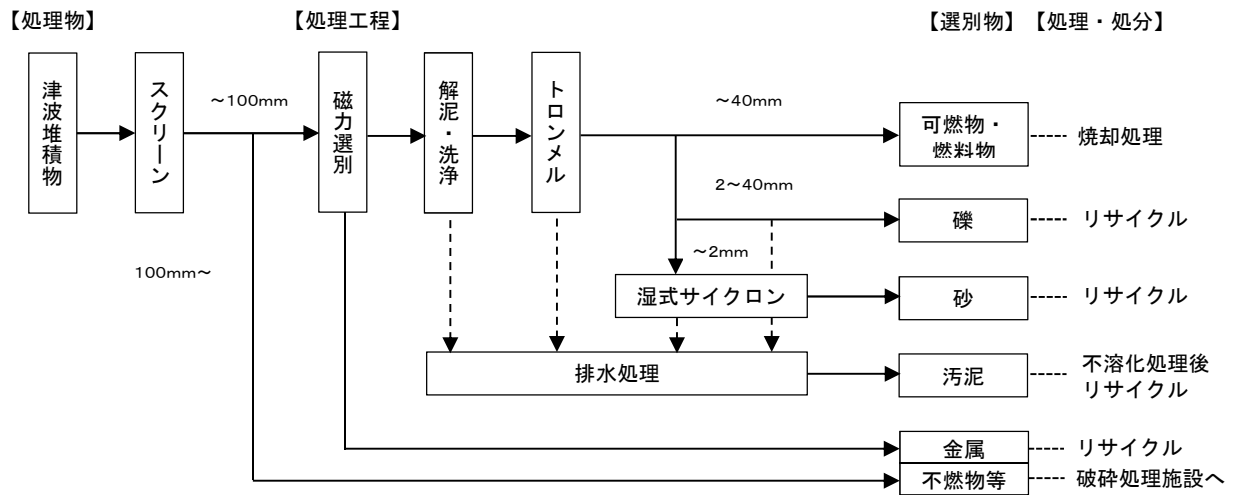
津波堆積物の性状（土砂へドロ汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化を目指す。

津波堆積物処理フローを図-2.3.8に示す。

なお、東日本大震災では膨大な津波堆積物が陸上へうちあげられたが、可能な限り復興資材等として再資源化を行い、最終処分量を削減することができた。



乾式処理工程



湿式処理工程

出典： 東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月）

図-2.3.8 津波堆積物処理フロー

14. 思い出の品

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールをあらかじめ定める。基本的事項は以下のとおりである。

- 所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、市等で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。
- 所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。

回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

15. 許認可の取扱い

関係法令の目的を踏まえ、災害廃棄物の処理に必要な手続きを精査し、担当部署と手続き等を調整しておく。

16. 住民等への広報

本市は、以下の事項について住民の理解を得られるよう日頃からの広報等を継続的に実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○仮置場への搬入に際しての分別方法○腐敗性廃棄物等の排出方法○便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止 |
|---|

また、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、庁内の広報担当と調整し、広報紙やマスコミを活用した周知や、避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

第3章 災害応急対応

第1節 初動期（発災直後～3日後）

1. 災害時におけるトイレの活用と設置

初動期には断水や避難者の集中によりトイレが不足することが想定されるため、し尿処理体制が整うまでの間は、簡易トイレを主に使用する。

し尿処理体制が整った段階で、避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ（消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

必要基数は平常時に備蓄している仮設トイレ及び簡易トイレと、災害支援協定に基づいた建設事業者団体やレンタル事業者団体等から確保する。

表-3.1.1 発災当初の災害時トイレ

災害用 トイレの種類	簡易トイレ	仮設トイレ (備蓄分)	仮設トイレ (協定分)
発災 ～3日間	○	△	

※ 表記について ○：主に使用 △：補助的に使用

出典： 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府）

○ 自宅等での避難をしている場合のトイレ

自宅等が安全なことにより、避難所に避難せずに、自宅等にいる場合においては、停電、断水時は自宅トイレが使えない場合があることから、備蓄している簡易トイレ(7日分)を利用する。また、水を流すことにより使用可能な浄化槽トイレについても、「静岡県環境整備事業協同組合」が作成した、「災害時の浄化槽使用確認手引き」をもとに利用する。

2. し尿の収集・運搬

○ 受入れ施設の確保

被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈澱池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。

し尿処理広域処理フローを図-3.1.1に示す。

し尿処理広域処理

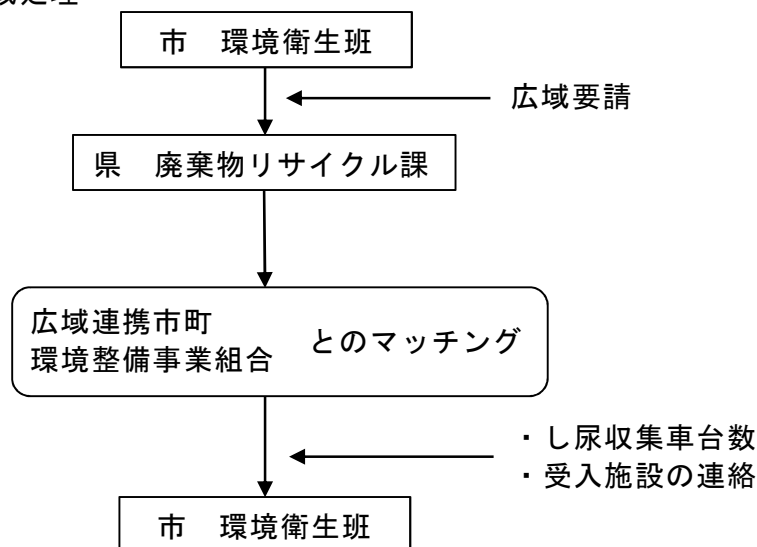


図-3.1.1 し尿処理広域処理フロー

3. ごみ処理施設の被害状況把握

災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う観点から、以下のごみ処理施設の被害状況の把握を行う。

- 一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設等）の被害状況
- 産業廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等）の被害状況

4. 関係機関との連携

災害対策本部をとおして自衛隊・警察・消防及び所管主体に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う必要がある。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要がある。

情報の一元化の観点から自衛隊・警察・消防と連携する。

5. 収集運搬ルート決定

放置車両等により、道路が遮断されていることも想定されるため、本市において、早期に収集運搬ルートを決出し、自衛隊・警察・消防をはじめ、環境整備事業協同

組合、産業廃棄物協会などの協力団体との協力支援が得られる体制を確保する。

災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、本市はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努める。また、釘やガラスなどが散乱するため、安全靴やゴーグルなど必要な防具をつける。

6. 有害物・危険物の撤去

生活環境保全のため、有害物質の保管場所等についてPRTR（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に、有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

7. 市民からの相談情報の管理

被災者からの相談に速やかに対応し、平常時に検討した方法にしたがい、相談情報を管理する。

被災者から自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品に関する問い合わせや発災直後であっても建物解体・撤去や基礎撤去の要望等が寄せられることも考慮する。

8. 住民への広報

被災者に対して災害廃棄物に係る広報を行う。

広報は、本市広報紙や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などで行う。その内容は、以下のとおりとする。

- ① 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ② 収集時期及び収集期間
- ③ 住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④ 仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ 市町への問合せ窓口
- ⑥ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロー

ルの実施や広報の強化地域を設定する。

発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

第2節 応急対応（発災～2週間程度）

1. 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の作成、処理体制の整備のため、まず第一に、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。

○災害廃棄物発生量の推計方法

・原単位の設定

災害廃棄物発生量の原単位は、静岡県第4次地震被害想定（レベル2東側ケース）より、災害廃棄物発生量及び全壊焼失棟数の比率から設定する。

体積：1,714,000m³（災害廃棄物発生量）/15,163棟（全壊焼失棟数）=113（m³/棟）

重量：1,954,000 t（災害廃棄物発生量）/15,163棟（全壊焼失棟数）=129（t/棟）

・被害状況の把握

全壊焼失棟数（棟）

浸水面積（m²）

堆積高さ（m）

・廃棄物発生量の算定

災害廃棄物発生量（m³）：全壊焼失棟数（棟）×113（m³/棟）

災害廃棄物発生量（t）：全壊焼失棟数（棟）×129（t/棟）

津波堆積物発生量（m³）：浸水面積（m²）×堆積高さ（m）

津波堆積物発生量（t）：浸水面積（m²）×堆積高さ（m）×見掛け比重1.46（t/m³）

※見掛け比重は、表-2.3.3 見掛け比重：津波堆積物 1.46（t/m³）より

・可燃物、不燃物の分類

可燃物発生量（m³）：災害廃棄物発生量（m³）×可燃物の組成18%

可燃物発生量（t）：災害廃棄物発生量（t）×可燃物の組成18%

不燃物発生量（m³）：災害廃棄物発生量（m³）×不燃物の組成82%

不燃物発生量（t）：災害廃棄物発生量（t）×不燃物の組成82%

※ 可燃物の組成は、表-2.3.3より、18%と設定

（可燃混合物15%+木くず3%の合計値）

不燃物の組成は、表-2.3.3より、82%と設定

（不燃混合物28%+コンクリートがら47%+金属くず6%+その他1%の合計値）

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計する。

処理しなければならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意志や海域へ流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なる。処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要がある。

2. 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備にあたっては、平常時に検討した内容を参考とする。

災害廃棄物に釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

廃棄物処理にあたっては、季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮する。

3. 仮置場の確保

被害状況を反映した発生量を基に必要な面積の見直しを行う。

仮置場の確保にあたっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には、落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

4. 倒壊の危険のある建物の撤去

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。

建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意志を踏まえて決定する。所有者の解体意志を確認するため申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置する。解体を受け付けた建物については、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を決定する。

解体申請受付（建物所有者の解体意志確認）と並行して、解体事業の発注を行う。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定する。

解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。解体・撤去の着手にあたっては、建物所有者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。

解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い（申請者、市町村、解体業者）を行い、履行を確認する。

損壊家屋については、石綿等の有害物質、LPガスボンベ、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

5. 有害物・危険物の撤去

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。人命救助の際には、特に注意を払う。

PCB等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出者事業へ引き渡すなど適切な処理を行う。応急的な対応としては、市が回収した後にまとめて事業者へ引き渡すなどの公的な関与による対策を行う。

6. 廃棄物処理施設の補修及び稼働

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。

安全性の確認は、平常時に作成した点検手引きに基づき行う。点検の結果、補修が必要な場合は、平常時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行う。

7. 避難所ごみ等生活ごみの処理

災害発生時から発災後3日目までは道路の不通等により平常時より収集効率が低下することを見込み、収集車両及び人員の必要数を計算し、配置する。

発災後4日目から2週間目程度は、衛生上早期に収集する必要がある食料廃棄物等の生活系可燃ごみを中心に、災害時に指定した排出場所や避難所における収集を実施する。

発災後2週間以降は可燃ごみに加え、びん・缶等収集品目を広げて収集を実施する。収集箇所についても避難所に加えて仮設住宅の設置状況や道路の啓開状況を踏まえ、必要に応じて指定排出場所を増やし収集を実施する。

8. 簡易トイレ及び仮設トイレの管理

災害発生時から発災後3日後には仮設トイレの確保が可能となるため、簡易トイレとの併用を状況に応じて見直す。

汲み取りのタイミングは設置した仮設トイレの、便槽の容量・使用人数から換算する。

仮設トイレ等の管理及びし尿処理は、次の事項を勘案して行う。

- 仮設トイレ等の衛生管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の確保・供給

- 市内し尿処理事業者によるし尿の収集・処理体制の確保
- 仮設トイレ等の悪臭や汚れへの対応として、トイレの使用方法、維持管理方法等について衛生面の配慮が十分に出来る避難所運営体制の確保
- 簡易トイレのし尿は可燃ごみとして指定場所へ保管し、速やかに焼却施設へ搬出
- 自宅等での避難をしている場合のトイレ
停電及び断水が復旧した場合は、自宅トイレに被害が無いことを確認後、平常時と同様に利用する。

表-3.2.1 発災3日後の災害時トイレ

災害用 トイレの種類	簡易トイレ	仮設トイレ (備蓄分)	仮設トイレ (協定分)
3日後～	△	○	○

※ 表記について ○：主に使用 △：補助的に使用

出典： 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府）

第4章 災害復旧・復興

第1節 災害廃棄物処理

1. 処理フローと処理スケジュール

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行う。場合によっては、広域処理の依頼や仮設焼却炉等の設置を行う。

2. 収集運搬の実施

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。

他市町との連携により、廃棄物処理を行う場合に収集運搬は、水路を利用することもあるため、場合によっては、港湾や航路の復旧状況についても確認する。

3. 仮置場の管理・運営

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理の要請を行う。

設置にあたっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を決定する。

機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画にあたっての注意事項は、以下のとおりである。

- 木材・生木等が大量の場合は、搬出又は減容化のため、木質系対応の破碎機や仮設焼却炉の設置が考えられる。
- がれき類等の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破碎機の設置が考えられる。
- PCB及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には注意する。

- 仮置場の災害廃棄物の種類や量は、時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う。
- 市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、出入口に警備員を配置するなど防止策をとると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性を念頭に置いておき、周囲にフェンスを設置する。

適切な仮置場を運用するために、次の人員・機材を配置する。

- 仮置場の管理者
- 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
- 廃棄物の積上げ、積下しの重機
- 場内運搬用のトラック（必要に応じ）
- 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザなどの重機

また、トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。

仮置場の返却にあたり、土壌分析を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

4. 環境モニタリングの実施

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

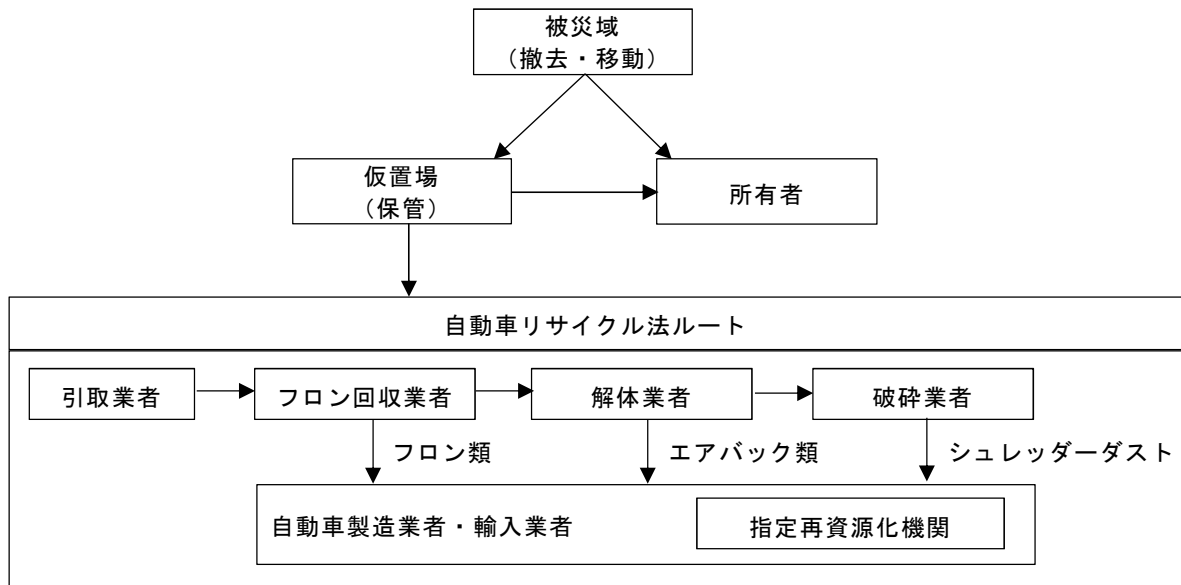
環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加などを行う。

なお、メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。

また、仮置場においては、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を継続して実施する。

5. 被災自動車、船舶等

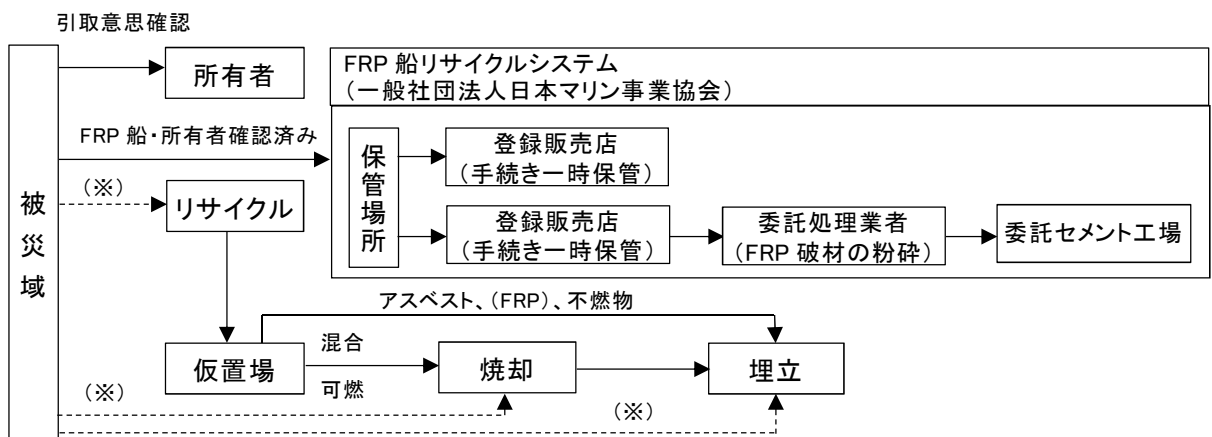
被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意志がある場合には、所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。処理ルートを図-4.1.1に示す。



出典：【技 1-20-8】廃自動車の処理（環境省、平成26年3月）

図-4.1.1 被災自動車の処理フロー

被災船舶の処理フローを図-4.1.2に示す。大型の船舶の場合、現場で解体作業を行うケースもある。



出典：【技 1-20-10】廃船舶の処理（環境省、平成26年3月）

図-4.1.2 被災船舶の処理フロー

6. 選別・破碎・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める（図-2.3.4参照）。

設置にあたっては、制度を熟知した上で手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。

7. 最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要である。処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、協定により利用できる最終処分場が確保できた場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。

最終処分場を確保できない場合には、県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を保管できる場所を確保する。

8. 災害廃棄物処理実行計画

環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する。

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

発災直後は、災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の具体的な項目例は、以下のとおりである。

(1) 概要と方針

- ① 処理主体
- ② 処理期間
- ③ 処理費用の財源

(2) 災害廃棄物推計

- ① 一般家屋から発生した災害廃棄物
- ② 事業所から発生した災害廃棄物
- ③ 堆積物

- (3) 災害廃棄物の組成
 - ① 可燃物、不燃物の割合
 - ② 塩分の影響
 - ③ 不燃物中の塩分
 - ④ 有害廃棄物
 - ⑤ 処理困難物
- (4) 処理フロー
- (5) 処理費用と財源
- (6) 焼却処理施設
 - ① 廃棄物処理施設の余剰能力の把握
 - ② 市町以外の廃棄物処理施設の余剰能力
 - ③ リサイクル方法
 - ④ 県外の廃棄物処理施設
 - ⑤ 仮設焼却炉の必要性
 - ⑥ 処理施設の選択
- (7) 最終処分
 - ① 一般廃棄物処理施設の余剰能力の把握
 - ② 産業廃棄物処理施設の余剰能力
 - ③ 埋立予想量
 - ④ リサイクル方法
 - ⑤ 県外の産業廃棄物処理施設の把握
 - ⑥ 処理施設の選択
- (8) 分別方法
 - ① 仮置場による一次処理
 - ② 仮置場による二次処理
 - ③ 仮置場の配置
- (9) 処理の進め方
 - ① プロポーザルと分別作業の発注
 - ② 処理予定

第2節 注意事項

1. 復興資材の活用

最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。災害廃棄物と再生材を表-4.2.1に示す。

東日本大震災では、復興資材や再生資材の受入先が決まらないため、利用が進まない状況が多く見られた。また、利用にあたっては、要求品質を定める必要がある。したがって、復興資材や再生資材の利用については、受入先の確保と要求品質の確保に努める。

表-4.2.1 災害廃棄物ごとの再生資材

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型木材（柱材、角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
津波堆積物	骨材、路盤材等
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物の処理の記録

（環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月）

2. 土壌汚染対策法

仮置場については、3,000m²以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になる。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌汚染対策を行う。詳細は、「県計画 No.2 仮置場の設置・撤去手続きマニュアル」を参照のこと。

3. 生活環境影響調査

生活環境影響調査は、設置を要する廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていかなければならない。

生活環境影響調査を行う場合は、以下の指針及びマニュアルを参照する。

- ◆「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月4日、環廃対060904002号）
- ◆「県計画 No. 3 廃棄物処理施設の設置手続きマニュアル」

4. 災害廃棄物等処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金の目的は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援することである。

従って、災害発生時には、この補助金を活用するために必要な手続きを行う。申請にあたっては、「県計画 No. 15 災害廃棄物等処理事業費補助金マニュアル」を参照する。

- ① 事業主体：市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
- ② 対象事業：市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。
- ③ 補助率：1/2
- ④ 補助根拠：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第25条 法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の1/2以内の額について行うものとする。

(参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・ 清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
 - ・ 廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
 - ・ 平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害廃棄物処理事業の「等」に該当）
- ⑤ その他 : 本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

5. 廃棄物処理法による再委託禁止の緩和

廃棄物処理法では、市町が一般廃棄物処理を委託する場合、受託者の再委託は禁止されている。東日本大震災においては、再委託について時限的に特別措置が取られ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った経緯等を踏まえ、廃棄物処理法施行規則が改正（平成27年8月6日施行）された。このため、非常災害時には一定の要件を満たす者に再委託することが可能となった。

6. 海洋投棄

腐敗性のある水産廃棄物への対応として、緊急度に応じて、限定的な海洋投棄等の方法を関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う必要がある。このような措置を行う必要がある場合は、まず、県及び国と協議を行うこととする。

海洋投棄の具体的な方法としては、プラスチックや紙等の容器をできるだけ分離した当該廃棄物を、輸送途中で流出しにくく、かつ外洋で海水が入るようにするため、漁網等の用具を用いて海洋投棄する。

(例) 防波堤の外（外洋）にトロール網や底引き網のような大きな網で囲んだスペースを作り、その中に重機で踏んで、破袋した廃棄物を、分別せずにショベルローダー等で投入し、網ごと外洋に持っていき定置網のようにしておく。

7. 地元雇用

東日本大震災の各地域の災害廃棄物処理業務においては、建設業、廃棄物事業者、運搬業者などの地元企業が大きな貢献をした。また、積極的に地元雇用が行われた。

特に、仮置場への災害廃棄物の運搬や仮置場の管理、建物の解体など早期に取り組む必要がある業務については、地域の企業による速やかな対応が必要である。このため、災害廃棄物処理計画においては、自治体と地元企業、団体等との協力体制を事前に整備することが重要となる。

地元雇用は、被災による失業対策としても有効であったが、地域の復旧復興を願う地元住民の協力は災害廃棄物処理業務に必要不可欠となっていた。

以上から、地元企業、団体等との協力体制の構築と処理業務における積極的な地元雇用について推進していく。

8. 産業廃棄物処理事業者の活用

災害廃棄物の性状は、産業災害廃棄物である建設業に係る廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用も検討する。

市内の産業廃棄物事業者が所有する前処理や中間処理で使用する選別・破碎施設及び焼却施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い、協力・支援体制を構築する。

参 考 资 料

1. 防災対策重要関係機関

防災対策重要関係機関の連絡先は、「袋井市地域防災計画 資料編 資料6-1-2 袋井市内主要施設及び関係機関等一覧表」を以下に示す。

【市の施設】

平成 29 年 4 月 1 日現在

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
市の施設			
市役所			
袋井市役所	新屋1-1-1	43-2111	災害対策本部 100
袋井市浅羽支所	浅名1028	23-9211	防災室(2F) 150・ 157・158
袋井消防庁舎・袋井市防災センター (平成32年4月開署予定) ※	国本2092 ほか		
消防			
袋井消防署	川井996-2	42-0119	305
袋井消防署浅羽分署	浅名1045	23-0119	306
袋井消防署山梨分遣所	袋井市上山梨3-27-4	49-3119	323
保健・医療			
袋井総合保健センター	久能2515-1	84-6127	303・604
浅羽保健センター	浅名1028	23-9222	304・605
南部健康プラザ (コミュニティ防災センター)	山崎5093-5	42-7275 (袋井総合保健センターへ)	238 (笠原公民館)
聖隷袋井市民病院	久能2515-1	43-2511	302
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1番地の1	0537-21-5555	334
福祉			
養護老人ホーム「可睡寮」	久能2995-2	42-2493	319
あゆみの家	堀越862-2	42-0728	
笠原老人福祉センター	岡崎2150-1	23-2360	674
老人福祉センター「白雲荘」	豊沢1065	43-3411	675
笠原児童館	岡崎529-1	23-2361	672
岡崎会館	岡崎2525	23-5129	241
浅羽デイサービスセンター	浅羽4140	23-0303	
子供早期療育センター「はぐくみ」	高尾754-1	45-0510	
環境衛生			
中遠クリーンセンター (サンサーライごおか)	岡崎6635-192	30-0530	307
袋井衛生センター (クリーンピアあいの)	愛野2961	42-2765	308
袋井浄化センター (アクアピュア)	新池880-1	44-6777	310
浅羽浄化センター (アクアパークあさば)	梅山1111	30-0880	
中遠聖苑	浅名2134-151	23-6742	309

※袋井市役所東分庁舎は、耐震性能Ⅱであり、防災拠点としての機能強化を図るため免震装置等を備えた、袋井市防災センターを整備する。

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
保育所・幼稚園			
袋井南保育所	高尾676-2	42-2547	304
笠原保育所	岡崎567-1	23-3501	240
袋井東幼稚園	国本2288	42-4091	228
袋井西幼稚園	川井568-1	42-7647	219
袋井南幼稚園	愛野3082-2	42-5074	203
若草幼稚園	堀越766-1	42-2027	223
若葉幼稚園	久能1310	41-1717	225
今井幼稚園	太田723-1	42-2951	232
三川幼稚園	友永113-1	48-6429	235
笠原幼稚園	山崎5093-13	23-4121	239
田原幼稚園	新池190-1	42-2918	220・267
山梨幼稚園	春岡94	48-6145	251
高南幼稚園	小川町19-1	43-2939	210
浅羽東幼稚園	浅羽2617-1	23-3033	258
浅羽西幼稚園	長溝873-1	23-3043	263
浅羽南幼稚園	松原1793	23-2009	301
浅羽北幼稚園	浅名41	30-0800	260
小学校			
袋井東小学校	広岡2317-1	42-2345	227・268
袋井西小学校	川井442	42-3009	218・269
袋井南小学校	高尾740	42-2185	202・270
袋井北小学校	久能1580	42-3024	222・271
今井小学校	太田692	42-2950	230・273
三川小学校	友永38	48-6197	234・274
笠原小学校	山崎4822	23-4004	237・275
山名小学校	春岡684	48-6295	254・276
高南小学校	上田町306-2	43-4593	205・272
浅羽東小学校	浅羽2800	23-6669	257
浅羽南小学校	西同笠148	23-2004	280・300
浅羽北小学校	浅羽1322	23-3006	259
中学校			
袋井中学校	川井701	42-4155	216・277
周南中学校	下山梨1-1-1	48-6239	253・279
袋井南中学校	愛野3110	42-3161	212・278
浅羽中学校	浅名822	23-3149	261

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
専門学校			
東海アクシス看護専門学校	上田町267-30	43-8111	211
公民館等			
袋井東公民館	広岡2506-1	43-3389	229
袋井西公民館	川井579-1	43-3304	217
中央・袋井南公民館	高尾754-1	43-3440. 43-3386	201
袋井北公民館	久能1330-2	43-3387	224
今井公民館	太田687	43-3388	231
三川公民館	友永147	49-0393	236
笠原公民館	山崎5093-5	23-2283	238
山名公民館	上山梨4-3-1	49-3401	250・281
高南公民館	上田町267-8	42-4224	206
浅羽東公民館	梅山63-1	23-7470	264
浅羽西公民館	中410-1	23-2364	262
浅羽南公民館	太郎助1044	23-7205	315
浅羽北公民館	浅羽2857	23-6099	256・282
袋井図書館	高尾町19-1	42-5325	200
浅羽図書館	浅名976-1	23-6801	313
月見の里学遊館	上山梨4-3-7	49-3400	252
メロープラザ	浅名1027	30-4555	265
浅羽郷土資料館・近藤記念館	浅名1021	23-8511	
澤野医院記念館	川井444-1	44-2324	
体育施設			
袋井市民体育館	泉町2-7	42-7714	317
袋井体育センター	上田町267-19	43-1790	207
浅羽体育センター	東同笠1611-5	23-4812	316
袋井B&G海洋センター	上田町267-32	43-1523	670
愛野公園運動施設	豊沢1727	43-1900	
浅羽球技場	東同笠1611-1	23-4812	
風見の丘	岡崎6635-8	24-0345	266
袋井市総合体育館 (平成32年4月供用開始)	久能1724-1		
その他			
総合センター	新屋1-2-1	43-2111	
宇刈いきいきセンター	宇刈1121-1	49-3030	255
田原農村総合管理センター	新池3078	44-6272	221
豊沢ふれあい会館	豊沢210-1	43-0900	283

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
産業振興課観光振興室	高尾1211-1(袋井市観光協会内)	44-3156	530
サンライフ袋井	上田町267-5	43-5051	208
シルバーワークプラザ	久能1287-1	43-1314	
袋井学校給食センター	深見237	49-0105	311
浅羽学校給食センター	新堀166-3	23-3049	312
中部学校給食センター	豊沢2289-2	44-3231	337
教育支援センター「ひまわり」	高尾783-4	44-7383	
中央子育て支援センター	高尾町5-22	45-0085	673
その他の施設			
県立袋井商業高等学校	久能2350	42-2285	226
県立袋井高等学校	愛野2446-1	42-0191	213
静岡理科大学	豊沢2200-2	45-0111	214
県立袋井特別支援学校	高尾2753-1	43-6611	209
西部危機管理局	磐田市見付3599-4	37-2204	321
袋井土木事務所	山名町2-1	42-3210	320
中遠農林事務所	磐田市見付3599-4	37-2262	
西部健康福祉センター(西部保健所)	磐田市見付3599-4	37-2243	
袋井警察署	新屋2-4-5	41-0110	322
袋井警察署 中央交番	高尾町6-30	42-3700	
〃 山梨交番	上山梨3-1-6	48-6702	
〃 浅羽交番	浅名1044-1	23-3032	
〃 笠原駐在所	岡崎3335-1	23-4042	
〃 三川駐在所	友永36	49-0049	
総務省東海総合通信局	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-9105	
財務省東海財務局 静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50	054-251-4321	
関東農政局静岡農政事務所	浜松市中区神田町525	053-441-0137	
東京管区気象台 静岡地方気象台	静岡市駿河区曲金2-1-5	054-286-3521	
国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所	浜松市中区名塚町266	053-466-0111	
中部運輸局静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田2-4-25	050-5540-2050	
海上保安庁 御前崎海上保安署	御前崎市御前崎6170-2	0548-63-4999	
海上保安庁 清水海上保安部警備救難課	静岡市清水区日の出町9-1	0543-53-0118	
陸上自衛隊第34普通科連隊第2中隊	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310	
陸上自衛隊第12旅団司令部 相馬原	(北群馬)	0279-54-2011	
航空自衛隊航空教育集団司令部	(浜松基地)	053-472-1111	
郵便事業株式会社 袋井支店	新屋1-1-10	42-3701	
郵便局株式会社 袋井郵便局	新屋1-1-10	42-5602	

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
東海旅客鉄道(株)袋井駅	高尾(官有無番地)		324
西日本電信電話(株) 静岡支店	静岡市葵区城東町5-1	054-200-1469	
西日本電信電話(株) 浜松支店	浜松市板屋町103-3	053-413-7497	
NTT西日本一静岡 袋井営業所	栄町3-1	44-0011	331
日本赤十字社 静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131	
中日本高速道路(株)横浜支社	横浜市港北区新横浜3-9-18	045-475-9200	
中日本高速道路(株)横浜支社 掛川工事事務所	掛川市長谷1413-3	0537-22-8901	
日本通運(株) 浜松支店袋井物流センター	山科2864-1	42-3141	
中部電力(株) 掛川営業所	掛川市中央1-5-8	0537-22-4141	328
中部電力(株) 磐田営業所	磐田市二之宮東20-1	32-2251	325
袋井ガス(株)	高尾1940-1	42-8410	329
(一社)静岡県LPガス協会 西部支部 袋井地区(トヨネン)	広岡1388-1	43-6111	330
(一社)静岡県トラック協会 中遠支部	土橋80-1	43-4166	333
しずてつジャストライン(株) 浜岡営業所	御前崎市池新田5454	0537-86-2385	
遠州鉄道(株) 磐田営業所	磐田市岩井2190-1	32-4161	
磐田用水 東部土地改良区	新池2225	42-3175	
中日新聞 袋井通信部	方丈6-9-17	42-3416	
静岡新聞 袋井支局	方丈3-1-19	45-0464	
朝日新聞 掛川支局	掛川市南1-5-2-501	0537-23-3131	
読売新聞社 掛川通信部	掛川市南1-5-2 パシフィック松本302	0537-22-2558	
毎日新聞社 掛川通信局	掛川市南2-3-11 エスポワール1-101	0537-24-7500	
NHK 浜松支局	浜松市中区下池川町35-28	053-472-1171	
静岡第一テレビ 浜松支局	浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトワ-18階	053-456-7577	
SBS静岡放送局 掛川支局	掛川市成滝600-1	0537-22-8677	
静岡朝日テレビ 浜松総支社	浜松市中区中央1-2-1	053-456-2800	
時事通信社 浜松支局	浜松市中区鍛冶町124 マルヒビル内	053-453-4335	
共同通信社 静岡支局	静岡市駿河区登呂3-1-1	054-286-1251	
浜松エフエム放送(株)	浜松市中区田町223-21	053-458-8600	
静岡地方法務局 袋井支局	袋井366	42-3545	
袋井公証役場	新屋1-2-1	42-8412	
袋井市社会福祉協議会	久能2515-1	43-3020	318
袋井商工会議所	新屋1-2-1	42-6151	
浅羽町商工会	浅名979-1	23-2440	
袋井市建設事業協同組合	葵町1-2-5	43-4128	326

施設名	所在地	電話番号	デジタル 地域防災無線
浅羽町建設事業協同組合	豊住829	23-5896	327
袋井市水道事業協同組合	豊住829	23-5900	
遠州中央農業協同組合 袋井支店	久能1385-1	42-4121	332
県西部農業共済組合	小山20-1	42-2816	
県温室農業協同組合	西同笠115	23-4711	
県温室農業協同組合クラウン支所	小山219	42-4146	233
県経済連 西部畜産事業所	堀越454-1	42-4141	
遠州鉄道㈱ 袋井観光営業所	高尾町6-19	42-9300	
明和苑	宇刈850-1	49-1555	351
老人福祉施設袋井ケアセンター	萱間933-1	49-4911	352
袋井センター薬局	久能2525-5	44-2352	353
特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	広島県神石郡神石高原町近田1161-2	0847-89-0885	
公益社団法人 CivicForce(シビックフォース)	東京都渋谷区富ヶ谷2-41-12 富ヶ谷小 川ビル2階	03-5790-9366	

2. 産業廃棄物・し尿処理関連事業所

災害廃棄物・し尿処理関連の事業所の連絡先は、「袋井市地域防災計画 資料編 資料5-7-1 ごみの収集業者、資料5-7-2 し尿の収集業者」より抜粋し、以下に示す。

産業廃棄物の処理項目については、一覧表に示す。

【ごみの収集業者】

一般廃棄物（事業系可燃ごみ）収集運搬許可業者

平成29年4月1日現在

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX番号	摘 要
1	(株)袋井清掃	袋井市豊沢 1914	43-2518	43-2543	
2	(有)小久江清掃	袋井市大野3920-1	23-4575	23-7975	
3	アンドー物流(有)	袋井市広岡2564-1	44-1130	44-1244	
4	(有)西谷商店	袋井市田町2-2-14	42-5025	43-1972	
5	シルバー紙業	袋井市西同笠122-2	23-4506	23-4664	
6	ヤマヒロ産業	袋井市春岡526	48-6971	48-6971	
7	(株)プラントフード ニシムラ	袋井市大谷1243-8	48-6626	49-1888	
8	山美商店(株)	袋井市国本2550-2	44-3353	44-3352	
9	松尾美装(株)	袋井市方丈6-5-17	43-3669	43-3679	
10	(株)共同クリーン	袋井市久能2330-1	42-8838	42-8838	
11	(株)フクエイ	袋井市広岡1452-5	42-0164	43-0278	
12	(株)エスポワール	袋井市岡崎2499-3	23-9500	23-9500	
13	宇佐美商店	袋井市泉町1-3-5	42-8733	—	

一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬委託業者

平成29年4月1日現在

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX番号	摘 要
1	(有)西谷商店	袋井市田町2-2-14	42-5025	43-1972	北部地域
2	(有)小久江清掃	袋井市大野3920-1	23-4575	23-7975	南部地域

一般廃棄物（資源ごみ・埋立ごみ）収集運搬委託業者

平成29年4月1日現在

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX番号	摘 要
1	(株)袋井清掃	袋井市豊沢 1914	43-2518	43-2543	袋井地域
2	山美商店(株)	袋井市国本2550-2	44-3353	44-3352	袋井地域
3	松尾美装(株)	袋井市方丈6-5-17	43-3669	43-3679	浅羽地域
4	鈴京	袋井市久能2214-3	42-3960	84-9406	浅羽地域

し尿の収集業者

平成29年4月1日現在

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX番号	摘 要
1	(株)フクエイ	袋井市広岡1452-5	42-0164	43-0278	バキューム 車台数 10台
2	(株)袋井清掃	袋井市豊沢 1914	43-2518	43-2543	バキューム 車台数 8台

※袋井市内バキューム車台数 18台 (総積載量 57.2t)

3. 協定書

災害時等の相互応援に関する協定書を以下に示す。

【一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書（県内市町村）】

【災害応急対策に関する支援協定書（株式会社フクエイ、株式会社袋井清掃）】

【災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書（旭ハウス株式会社）】

【災害時におけるリース資器材の供給等の支援に関する協定書

（太陽建機レンタル株式会社）】

【一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書（県内市町村）】

一般廃棄物処理に関する災害時等の 相互援助に関する協定書

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、災害等により自助努力の限度を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、静岡県内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

- 第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障をいう。
- 2 この協定において「市町村等」とは、静岡県内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。
- 3 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- 4 この協定において「援助」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 施設又は業務の提供又はあっせん
 - (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等
 - (3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん
 - (4) 前3号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し特に必要な事項
- 5 この協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。
- 6 この協定において「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を受諾し、援助を行う市町村等をいう。
- 7 この協定において「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右欄に掲げる構成市町村等で構成される区域をいう。

（適用区域）

第3条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第2章 援助の手続

（援助要請）

- 第4条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請を行った市町村等は、その旨を静岡県（以下「県」という。）に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由
- (2) 援助を要する場所及び期間
- (3) 必要とする施設又は業務内容
- (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
- (5) 必要とする人員
- (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要な事項

(県による援助要請に係る措置)

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を講ずることができる。

(受託)

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受託するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(実施)

第7条 受託市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

- 2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受託市町村と十分協議するものとする。
- 3 援助が終了したときは、要請市町村及び受託市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。
- 4 要請市町村は、受託市町村が援助を開始した後も、遅滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制の確保ができるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 協力要請

(民間業者への協力要請)

第9条 市町村等は、この協定に基づく援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(住民への協力要請)

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第4章 その他

(情報の交換等)

第11条 この協定の円滑な運用を期するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あっせん、情報の提供その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく援助等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。

第14条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書100通を作成し、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

別表

圏域名	構成市町村等
南伊豆	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 南豆衛生プラント組合 東河環境センター 西豆衛生プラント組合
駿豆	沼津市 御殿場市 裾野市 小山町 長泉町 清水町 御殿場市・小山町広域行政組合 裾野長泉清掃施設組合 三島市 函南町 熱海市 伊東市 韮山町 伊豆長岡町 大仁町 中伊豆町 修善寺町 天城湯ヶ島町 土肥町 戸田村 田方南部広域行政組合 土肥町戸田村衛生施設組合
富士	富士市 富士宮市 芝川町 富士宮市芝川町厚生施設組合
中部	静岡市 清水市 富士川町 蒲原町 由比町 庵原郡環境衛生組合
志太榛原	藤枝市 焼津市 岡部町 大井川町 志太広域事務組合 島田市 本川根町 中川根町 川根町 金谷町 榛原町 吉田町 島田市・北榛原地区衛生消防組合 川根地区広域施設組合 島田・榛原地区広域市町村圏組合 吉田町榛原町広域施設組合
中東遠	掛川市 菊川町 相良町 小笠町 浜岡町 御前崎町 大東町 大須賀町 東遠広域施設組合 相良町外2町広域施設組合 菊川町及び小笠町衛生施設組合 大東町大須賀町衛生施設組合 磐田市 袋井市 森町 浅羽町 福田町 豊田町・竜洋町 豊岡村 中遠地区広域市町村圏事務組合 磐南行政組合 袋井市森町浅羽町広域行政組合
西北遠	浜松市 天竜市 浜北市 水窪町 春野町 佐久間町 龍山村 湖西市 新居町 舞阪町 雄踏町 細江町 引佐町 三ヶ日町 北遠地区広域市町村圏事務組合 引佐郡広域施設組合 湖西市・新居町広域施設組合 湖東環境衛生施設組合

【災害応急対策に関する支援協定書（株式会社フクエイ、株式会社袋井清掃）】

災害応急対策に関する支援協定書

袋井市長 原田英之（以下「甲」という。）と株式会社 フクエイ 代表取締役 金村光夫（以下「乙」という。）及び株式会社 袋井清掃 代表取締役 鈴木雪春（以下「丙」という。）とは、袋井市地域防災計画に基づく災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の内容）

第1条 この協定の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等における一般廃棄物（し尿）の清掃作業に関すること。
- (2) 汚水管路破損時の汚水の搬出作業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（支援の要請）

第2条 甲は、袋井市に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策のため、乙及び丙に対して支援を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 支援の要請は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 支援の内容
- (3) 支援の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第4条 経費については、原則として甲の負担とする。

(情報・意見の交換)

第5条 甲並びに乙及び丙は、災害応急対策を円滑に推進するため、必要に応じて情報・意見の交換を行うものとする。

(協定の適用等)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲並びに乙及び丙いずれかからの協定解消の申し出がない限り、継続するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲並びに乙及び丙協議して定めるものとする。

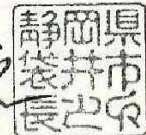
この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成17年9月6日

(甲) 袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市長

原田 英之



(乙) 袋井市広岡1452番地の5

株式会社 フクエイ

代表取締役

金村 光夫



(丙) 袋井市豊沢1914番地

株式会社 袋井清掃

代表取締役

鈴木 雪春



【災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書（旭ハウス株式会社）】

災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書

袋井市（以下「甲」という。）と旭ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における仮設トイレの供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、乙に対して仮設トイレの供給を要請するときには、設置する場所及び数量、その他必要事項を記載した供給要請書（様式第1号）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請することが出来るものとし、事後に遅延なく供給要請書を提出する。

（供給方法）

第3条 乙は、甲より供給の要請を受けたときは、甲の要請する数量を可能な限り確保し、供給する。

原則、当社配送センターにて引渡しとし、返却の際は、出荷した配送センターへ返却する。

（供給報告）

第4条 乙は、前条により出荷したときは、速やかに甲に対して口頭、電話等で報告し、事後に遅延なく供給報告書（様式第2号）を提出する。

（費用の負担）

第5条1 甲の要請に基づき、乙が供給した仮設トイレの使用料及びその他の費用については、甲が負担する。

2 前項に要請する費用の額は、標準的な価格に基づき、甲乙協議の上決定する。

（費用の請求）

第6条1 乙は、仮設トイレを供給したとき、速やかに前条の費用を甲に対して、文書により請求する。ただし、供給期間が終了し継続して使用する場合は、各月ごとに請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議事項)

第8条 この協定（前条に基づき定められた細目を含む）に定めのない事項及びこの協定実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定期限)

第9条 本協定書の有効期限は、協定書締結の日から1年とする。ただし、本協定期間満了の一箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自が1通保有する。

平成25年10月24日

甲 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市長

原田 英



乙 愛知県春日井市美濃町一丁目9番地

旭ハウス工業株式会社

関東第二事業部 課長
山田 幸樹



【災害時におけるリース資器材の供給等の支援に関する協定書

(太陽建機レンタル株式会社)】

災害時におけるリース資器材の供給等の支援に関する協定書

(目的)

第1条 袋井市(以下「甲」という。)と太陽建機レンタル株式会社(以下「乙」という。)とは、大規模地震災害、大規模風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、リース資器材(以下「資器材」という。)の供給及び運搬の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(支援事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の支援事項は、原則として甲が袋井市災害対策本部又は袋井市地震災害警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(資器材の項目)

第3条 要請する資器材及び運搬の内容は、あらかじめ甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲から前項の規定により定めた以外の資器材の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

(要請)

第4条 災害時において、資器材を必要とするときは、甲は、乙に対して、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制について支障をきたさないために、常に点検、改善に努めるものとする。

(供給及び運搬の実施)

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、資器材の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

(費用)

第6条 前条の規定により、供給した資器材の対価及び乙が実施した運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、資器材の供給及び運搬終了後、乙が提出する受注書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙からの協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

(雑則)

第8条 この協定に定めがない事項は、甲乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年2月27日

甲 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

静岡県袋井市長

原田 英之



乙 静岡県袋井市堀越2-21-3

太陽建機レンタル株式会社

袋井支店長

岩上 晃久



4. 一般廃棄物処理施設の仕様

一般廃棄物処理施設の仕様の詳細を以下に示す。

【袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター】

【中遠広域粗大ごみ処理施設】

【中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）】

【袋井市森町広域行政組合袋井衛生センター】

【袋井浄化センター（アクアピュア）】

【アクアパークあさば】

【袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター】

セ 中遠クリーンセンター （袋井市森町広域行政組合） ……岡崎6635番地の192

完 成	平成20年3月	敷地面積	約12,000㎡
構 造	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 4階建	建設費	6,226,500千円
延床面積	7,796.88㎡		
施設内容	処理方式…シャフト式直接溶融炉コークスベット方式 処理能力…66 ^t /24h×2系列（132 ^t /日） ごみ溶融プラント、プラットホーム、ごみピット、 中央操作室、クレーン操作室、 リサイクルコーナー室、会議室、事務室等		

【中遠広域粗大ごみ処理施設】

粗 大 ご み 処 理 施 設

- 名 称：中遠広域粗大ごみ処理施設
- 所 在 地：磐田市新貝59番地1
- 床 面 積：工場棟 4,695㎡ 管理棟 660㎡
- 工 期：着手 平成7年6月
完成 平成9年1月
- 供用開始：平成9年4月1日
- 建設事業費：2,961,765千円
 - └ 工事費 2,914,900千円
 - └ 工事監理費 46,865千円
- 財 源：国庫補助金 484,035千円
地方債 2,348,100千円
一般財源 129,630千円

○処理方式

2軸せん断式破碎及び衝撃せん断横型高速回転式破碎

○処理能力及び処理対象物

全処理能力 45t/5h

設備内訳

設 備 名	処理能力	処理するごみの種類	最 大 寸 法
缶類選別設備	10t/5h	アルミ缶・スチール缶	18L以下のもの
破碎・選別設備	30t/5h	・不燃ごみ (大型) スチール家具 等	1.0m×0.6m×2.0m
		・不燃ごみ (小型) 小型家電、金属小物、玩具 等	1.2m×0.3m×0.5m
		・可燃性粗大ごみ (不燃要素) スプリング入りマットレス ソファ 等	1.6m×0.7m×2.2m
古紙類梱包設備	4t/5h	新聞紙・雑誌、ダンボール 等	_____
有害ごみ処理設備	1t/5h	0.32t/5h (蛍光管)	_____
		0.68t/5h (乾電池)	_____

【中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）】

一般廃棄物最終処分場（一宮）

- 名称：中遠広域一般廃棄物最終処分場（一宮）
- 所在地：周智郡森町一宮3603番地3
- 埋立面積：25,158m²
- 埋立容量：199,806m³（予定最終覆土量30,190m³を含む）
- 工期：着手 平成16年 7月
完成 平成18年12月
- 供川開始：平成19年1月22日
- 埋立期間：平成19年1月～平成34年12月（16年）
※平成25年1月に埋立期間6年延長の協定を締結
- 建設事業費：4,427,533千円

┌	T. 事 費4,376,083千円
└	工事監理費 51,450千円
- 財 源：国庫補助金 770,366千円
地方債 3,134,600千円
一般財源 522,567千円
- 埋立方式
セル・サンドイッチ方式
- 浸出水処理施設
処理能力 150m³/日
水質

項 目	浸出水設計基準	処理水放流基準
P H	—————	5.8～8.6
B O D	250mg/L	10mg/L以下
C O D	100mg/L	10mg/L以下
S S	300mg/L	10mg/L以下
T-N	100mg/L	10mg/L以下
T-P	—————	1mg/L以下
Ca	2,000mg/L	100mg/L以下
ダイオキシン類	20pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L以下
大腸菌群数	—————	1,000個/cc以下
ノルマルヘキサン	—————	10mg/L以下
フェノール	—————	0.5mg/L以下
色度	—————	30度以下
重金属類	—————	基準値以下
塩化物イオン	—————	500mg/L以下

【袋井市森町広域行政組袋井衛生センター】

ス 袋井衛生センター

(袋井市森町広域行政組合)……………愛野2961番地

敷地面積	31,282.45㎡		
第1プラント			
完 成	昭和61年3月		
構 造	鉄筋 コンクリート造	建 設 費	955,637千円
		延床面積	2,070.82㎡
施設内容	受入室、処理棟……………受入貯留設備、主処理設備、凝沈・砂ろ過設備、汚泥処理設備、脱臭設備、電気計装設備 処理方式……………高負荷酸化処理方式 処理能力……………100Kl/日		
第2プラント			
完 成	平成10年3月		
構 造	鉄筋 コンクリート造	建 設 費	1,689,200千円
		延床面積	2,781.67㎡
施設内容	受入室、処理棟……………受入貯留設備、主処理設備、精密膜ろ過設備、高度処理設備、脱臭設備、電気計装設備、学習研修設備 処理方式……………浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式 処理能力……………50Kl/日		

【袋井浄化センター（アクアピュア）】

ク 袋井浄化センター「アクアピュア」…新池880番地の1

生活排水などを浄化して放流し、自然環境の保護を図る施設			
事業年度	平成7年度～	施行主体	袋 井 市
敷地面積	56,747㎡	延床面積	5,966.18㎡
構 造	鉄筋コンクリート造	処理能力	10,080㎡/日
施設内容	管理棟、沈砂池ポンプ棟、汚泥処理棟、水処理施設、塩素混和池		

【アクアパークあさば】

ケ アクアパークあさば……………梅山1111番地

生活排水などを浄化して放流し、自然環境の保護を図る施設			
事業年度	平成10年度～	施行主体	袋 井 市
敷地面積	33,844㎡	延床面積	5,567.084㎡
構 造	鉄筋コンクリート造	処理能力	6,600㎡/日
施設内容	管理汚泥棟、水処理棟、塩素混和棟、沈砂池ポンプ棟		

5. 算定基礎

算定基礎を以下に示す。

【仮設トイレ、簡易トイレの備蓄数量及び必要数量】

【地区別建物全壊棟数及び建物全壊棟数割合】

【仮設トイレ、簡易トイレの備蓄数量及び必要数量の算定】

地区区分	管轄支部	避難所		屋内面積 (㎡)	収容人員 (人)	管轄支部						地区区分			
		名称	位置			収容人数 (人)	仮設トイレ (基)		簡易トイレ (基)		仮設トイレ 必要数量 (基)	仮設トイレ 備蓄数量 (基)	簡易トイレ 備蓄数量 (基)	仮設トイレ 必要数量 (基)	
							避難所 防災倉庫	支部等 防災倉庫	避難所 防災倉庫	支部等 防災倉庫					簡易トイレ 寄付数量
北部地区	袋井北 袋井北西町	袋井北小学校 (袋井北支部)	久能1580	7,341.00	1,223	2,388	21	4	14	6	5	48	78	118	192
		若草幼稚園	堀越766-1	1,200.00	200										
		袋井北公民館	久能1330-2	1,111.93	185										
		香葉幼稚園	久能1310	1,049.00	174										
	今井	県立袋井商業高校	久能2350	1,820.00	606	1,196	6	1	14	4	4	24			
		今井小学校 (今井支部)	太田692	3,773.00	628										
		今井公民館	太田687	948.89	158										
		今井幼稚園	太田723-1	621.00	103										
	三川	静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所	小山219	1,844.00	307	704	7	1	8	4	3	15			
		三川小学校 (三川支部)	友永38	2,960.00	493										
		三川幼稚園	友永113-1	559.00	93										
		三川公民館	友永147	709.33	118										
	上山梨	山名公民館 (上山梨支部)	上山梨4-3-1	1,458.19	243	1,363	8	4	6	4	3	28			
		月見の重学遊館	上山梨4-3-7	6,724.94	1,120										
	下山梨	周南中学校 (下山梨支部)	下山梨1-1-1	6,839.00	1,139	1,139	3	2	10	4	1	23			
		山名小学校 (宇刈支部)	春岡684	7,057.00	1,176										
	宇刈	山梨幼稚園	春岡1-8-7	2,511.08	418	1,677	6	2	4	4	3	34			
		宇刈いきいきセンター	宇刈1121-1	499.48	83										
袋井東一 袋井東二	袋井東小学校 (袋井東支部)	広岡2317-1	4,250.00	708	976	9	4	10	4	3	20				
	袋井東幼稚園	国本2288	812.00	135											
	袋井東公民館	広岡2506-1	801.62	133											
中部地区	袋井川井 袋井西 方丈 田原	袋井中学校 (袋井支部)	川井701	8,111.00	1,351	2,549	11	3	14	14	6	51	54	105	273
		袋井西公民館	川井579-1	801.54	133										
		袋井西小学校 (川井支部)	川井442	4,776.00	796										
		袋井西幼稚園	川井568-1	817.00	136										
		田原幼稚園 (田原支部)	新池190-1	473.00	78										
		田原農村総合管理センター	新池3078	335.42	55										
	駅前 高尾	中央・袋井南公民館	高尾754-1	2,155.86	359	1,820	8	4	16	6	6	37			
		袋井南小学校 (高尾支部)	高尾740	6,442.64	1,073										
		袋井南幼稚園	袋野3082-2	873.00	145										
		袋井南保育所	高尾676-2	591.32	98										
	高南	天理教山名大教会	三門町7-1	438.00	145	2,477	12	5	14	4	6	50			
		高南小学校 (高南支部)	上田町306-2	5,234.00	872										
		高南公民館	上田町267-8	809.52	134										
		袋井体育センター	上田町267-19	1,309.20	218										
		サンライフ袋井	上田町267-5	749.00	124										
		高南幼稚園	小川町19-1	724.00	120										
	豊沢 愛野	県立袋井特別支援学校	高尾2753-1	3,027.00	1,009	6,728	10	1	12	2	5	135			
		袋井南中学校 (豊堂支部)	袋野3110	7,127.00	1,187										
県立袋井高校		袋野2446-1	2,202.00	734											
静岡理科大学		豊沢2200-2	1,458.00	486											
笠原	小笠山総合運動公園	袋野2300-1	25,366.00	4,227	1,325	20	3	12	4	6	27				
	豊沢ふれあい会館	豊沢210-1	568.00	94											
	笠原小学校 (笠原支部)	山崎4622	3,386.00	564											
	笠原幼稚園	山崎5093-13	555.00	92											
	笠原公民館	山崎5093-5	711.37	118											
	コミュニティ防災センター	山崎5093-5	658.98	219											
	笠原保育所	岡崎567-1	439.02	73											
	岡崎会館	岡崎2525	505.00	84											
	中速クリーンセンター (サンサーラいごおか)	岡崎6635-192	277.10	92											
風見の丘	岡崎6635-8	249.00	83												
南部地区	浅羽北	浅羽北公民館 (浅羽北支部)	浅羽2857	809.60	134	4,415	10	0	59	5	7	89	43	119	147
		浅羽東小学校	浅羽2800	5,481.00	913										
		浅羽東幼稚園	浅羽2617-1	1,387.00	231										
		浅羽北小学校	浅羽1322	5,565.00	927										
		浅羽北幼稚園	浅名41	1,143.00	190										
		浅羽中学校	浅名822	8,360.00	1,393										
	浅羽西	メロブラザ	浅名1027	3,767.42	627	244	2	0	0	0	2	5			
		浅羽西公民館 (浅羽西支部)	中410-1	825.21	137										
	浅羽東	浅羽西幼稚園	長瀬873-1	644.00	107	117	0	0	0	15	1	3			
		浅羽東公民館 (浅羽東支部)	梅山63-1	704.87	117										
	浅羽南	浅羽南小学校 (浅羽南支部)	西岡堂148	5,722.00	953	1,118	8	0	6	0	2	23			
		浅羽南幼稚園	松原1793	992.00	165										
本部			-	-	-	0	17	0	52	17	0	17	69	0	
合計		63避難所	171,461.53	30,236	30,236	141	51	199	132	80	612	192	411	612	

仮設トイレは、50人に1基を設置する。

「袋井市地域防災計画 資料 5-3-3、5-3-5、5-3-6」を加筆・修正

【地区別建物全壊棟数及び建物全壊棟数割合の算定】

レベル1の地震・津波

地区区分	管轄支部	町丁字名	建物被害(単位:棟)													管轄支部			地区区分		
			冬・夕震災													全壊棟数	割合(%)	支部毎	全壊棟数	割合(%)	区分毎
			全壊棟数			半壊棟数			冬・夕震災												
			揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計	支部毎	割合(%)	支部毎	区分毎	割合(%)	区分毎
北部地区	袋井北 袋井北四町	鷺巣	185	0	36	0	0	6	228	65	1	109	0	0	176	1,584	12	1,426	5,265	40	3,982
		久能	321	0	26	0	1	19	367	145	1	77	0	1	224						
		天神町1丁目	39	0	0	0	0	3	42	10	1	0	0	0	11						
		天神町2丁目	6	0	31	0	0	2	40	0	0	94	0	0	94						
		天神町3丁目	31	0	0	0	0	1	32	6	0	0	0	0	6						
		田町1丁目	27	0	30	0	0	3	60	1	1	90	0	0	92						
		田町2丁目	49	0	0	0	0	5	54	19	2	0	0	0	21						
		駒越	130	0	24	0	0	9	162	71	0	71	0	0	142						
		駒越1丁目	26	0	23	0	0	3	52	12	1	70	0	0	83						
		駒越2丁目	24	0	5	0	0	3	32	18	0	15	0	0	33						
		駒越3丁目	18	0	0	0	0	1	20	13	0	1	0	0	14						
		駒越4丁目	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0						
		駒越5丁目	32	0	5	0	0	2	39	11	0	16	0	0	27						
		山科	83	0	16	0	0	2	95	52	1	29	0	1	83						
		茶町1丁目	24	0	58	0	0	4	86	0	1	175	0	0	176						
	茶町2丁目	18	0	0	0	0	2	21	1	0	0	0	0	1							
	茶町3丁目	12	0	0	0	0	1	13	2	0	0	0	0	3							
	泉町1丁目	44	1	2	0	0	4	49	18	2	5	0	0	24							
	泉町2丁目	31	0	0	0	0	2	34	12	1	0	0	0	13							
	旭町1丁目	36	0	22	0	0	7	66	0	2	67	0	0	69							
	旭町2丁目	38	0	45	0	0	6	89	1	1	135	0	0	137							
	今井	深見	94	1	3	0	0	2	99	70	4	8	0	0	82	394	3	304			
		太田	65	1	1	0	0	3	70	54	7	2	0	0	63						
		蓬久	70	0	1	0	0	2	73	48	0	3	0	0	52						
		坂井	13	0	0	0	0	0	13	12	0	0	0	0	14						
		徳光	49	0	1	0	0	1	51	26	0	3	0	0	30						
	小山	82	0	3	0	0	2	87	54	1	10	0	0	65							
	三川	夏取	86	1	1	0	3	1	92	63	4	4	0	7	77	350	3	321			
		大谷	51	1	4	0	1	1	56	38	2	12	0	1	53						
		友永	49	0	6	0	0	1	58	27	2	19	0	1	49						
		萱間	56	0	4	0	1	1	62	45	1	12	0	1	60						
	川会	48	0	1	0	0	1	50	36	1	2	0	1	40							
	山田	31	0	0	0	0	1	32	41	0	0	0	0	42							
	上山梨	上山梨	239	0	37	0	0	73	350	83	1	112	0	0	196	486	4	327			
		上山梨1丁目	10	0	16	0	0	1	27	1	0	48	0	0	49						
		上山梨2丁目	10	0	0	0	0	6	16	2	0	0	0	2							
		上山梨3丁目	16	0	7	0	0	17	40	7	0	22	0	0	30						
	上山梨4丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
	沖山梨	11	0	0	0	0	0	12	13	0	0	0	0	13							
	月見町	26	0	12	0	0	3	40	1	0	37	0	0	38							
	下山梨	243	1	17	0	0	10	271	108	2	51	0	0	162							
	下山梨1丁目	33	0	0	0	0	2	35	18	0	0	0	0	19							
	下山梨2丁目	32	0	0	0	0	2	34	16	0	0	0	0	16							
	春岡	135	1	15	0	0	10	161	48	4	46	0	0	98							
	春岡1丁目	22	0	5	0	0	1	28	13	0	14	0	0	26							
春岡2丁目	11	0	0	0	0	1	13	12	0	1	0	0	14								
宇刈	214	2	10	0	6	3	235	139	7	30	0	14	189	489	4	401					
宇刈	42	0	8	0	0	2	51	50	0	23	0	0	73								
可理の社	215	0	16	0	0	16	247	30	0	48	0	0	79								
永楽町	41	0	12	0	0	2	56	5	0	36	0	0	41								
袋井西 袋井西 方丈田原(東)	方丈1丁目	41	1	14	0	0	14	70	5	2	43	0	0	50	548	4	366				
	方丈2丁目	35	1	0	0	0	5	41	9	2	0	0	11								
	方丈3丁目	10	0	16	0	0	4	30	2	0	48	0	0	50							
	方丈4丁目	7	0	19	0	0	1	27	0	0	57	0	0	57							
	方丈5丁目	4	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	1								
	方丈6丁目	41	1	24	0	0	6	72	0	5	72	0	0	76							
	成岡	261	1	49	0	0	20	332	42	6	146	0	0	184							
袋井東 袋井東二	新屋1丁目	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,075	8	639				
	新屋2丁目	18	1	1	0	0	4	24	7	4	3	0	0	15							
	新屋3丁目	10	0	0	0	0	1	12	4	1	0	0	0	6							
	新屋4丁目	13	0	2	0	0	1	16	6	1	7	0	0	13							
園本	330	1	61	0	0	15	408	74	4	183	0	1	262								
村松	270	1	7	0	2	5	283	125	2	20	0	4	150								
中部地区	袋井西 袋井西 方丈田原(西)	川井	404	1	72	0	0	35	512	129	6	217	0	0	351	977	7	734			
		木原	55	0	27	0	0	8	90	8	2	81	0	0	90						
		土橋	30	0	15	0	0	2	47	8	0	46	0	0	54						
		西田	48	0	9	0	0	2	59	17	0	26	0	0	44						
		新池	145	0	38	0	0	6	189	30	2	114	0	0	146						
		松袋井	39	0	7	0	0	2	48	10	0	21	0	0	31						
	彦島	27	0	2	0	0	1	31	10	1	7	0	0	18							
	駅前高尾	高尾	612	6	166	0	2	105	890	60	17	497	0	4	578	1,224	9	941			
		栄町	61	0	69	0	0	14	143	1	0	207	0	0	208						
		三門町	14	0	28	0	0	2	45	0	0	85	0	0	86						
		山名町	15	0	0	0	0	2	17	10	0	1	0	0	11						
		磯町	50	0	0	0	0	10	60	7	0	1	0	0	8						
		高尾町	33	0	10	0	0	6	49	0	0	30	0	0	30						
	高南	大内	12	0	6	0	0	1	18	3	0	17	0	0	20	468	4	507			
		小川町	92	4	78	0	0	12	185	11	8	235	0	0	244						
		砂本町	58	3	39	0	0	7	108	0	0	118	0	0	122						
		清水町	92	0	33	0	0	11	135	0	0	98	0	0	98						
		青木町	22	0	14	0	0	2	38	0	0	42	0	0	42						
		上田町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0						
	豊沢 豊沢 豊沢	豊沢	308	0	17	0	5	9	340	183	0	51	0	13	247	857	7	670			
		豊野	210	0	28	0	1	16	255	74	2	85	0	1	162						
豊野東1丁目		32	0	26	0	0	1	59	1	0	79	0	0	80							
豊野東2丁目		14	0	0	0	0	0	14	4	0	0	0	0	4							
豊野南1丁目		32	0	9	0	0	1	36	3	0	23	0	0	26							
豊野南2丁目		23	0	12	0	0	1	36	1	0	37	0	0	38							
豊野南3丁目		21	0	1	0	0	0	22	1	0	3	0	0	4							
豊野南4丁目	16	0	7	0	0	1	23	2	0	22	0	0	24								
徳長	44	0	22	0	0	2	68	18	0	65	0	0	84								
南部地区	笠原	園崎	356	0	29	0	0	9	395	119	0	88	0	1	207	630	5	325			
		山崎	227	0	5	0	1	3	235	102	0	14	0	1	118						
		膳井	415	0	21	0	0	29	465	138	0	64	0	0	202						
	浅羽北	浅羽	656	0	145	0	1	43	846	117	1	436	0	3	557	1,673	13	957			
		浅名	211	0	18	0	0	7	237	84	1	55	0	2	141						
		豊住	115	0	8	0	0	2	125	34	0	24	0	0	58						
		長清	159	0	6	0	0	2	168	36	0	18	0	0	55						
	浅羽西	浅羽	135	0	11	0	0	2	148	33	1										

レベル2の地震・津波（基本ケース）

地区区分	管轄支部	町丁字名	建物被害(単位:棟)															管轄支部				地区区分						
			冬・夕発災															全壊棟数		半壊棟数		全壊棟数	割合(%)	半壊棟数	割合(%)	全壊棟数	割合(%)	半壊棟数
			全壊棟数					半壊棟数					合計					支部分	割合(%)	支部分	割合(%)	支部分	割合(%)	支部分				
			揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計	支部分	割合(%)	支部分	割合(%)	支部分	割合(%)	支部分	割合(%)					
北部地区	袋井北四町	壁田	185	0	36	0	0	6	228	85	1	109	0	0	0	176	1,584	12	1,426	5,265	40	3,982						
		久能	321	0	26	0	1	19	367	145	1	77	0	1	224													
		天神町1丁目	39	0	0	0	0	3	42	10	1	0	0	0	11													
		天神町2丁目	6	0	31	0	0	2	40	0	0	94	0	0	94													
		天神町3丁目	31	0	0	0	0	1	32	6	0	0	0	0	6													
		田町1丁目	27	0	30	0	0	3	60	1	1	90	0	0	92													
		田町2丁目	49	0	0	0	0	5	54	19	2	0	0	0	21													
		姫越	130	0	24	0	0	9	162	71	0	71	0	0	142													
		姫越1丁目	26	0	23	0	0	3	52	12	1	70	0	0	83													
		姫越2丁目	24	0	5	0	0	3	32	18	0	15	0	0	33													
		姫越3丁目	18	0	0	0	0	1	20	13	0	1	0	0	14													
		姫越4丁目	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1													
		姫越5丁目	32	0	5	0	0	2	39	11	0	16	0	0	27													
		山科	83	0	10	0	0	2	95	52	1	29	0	1	83													
		葵町1丁目	24	0	58	0	0	4	86	0	1	175	0	0	176													
		葵町2丁目	18	0	0	0	0	2	21	1	0	0	0	0	1													
		葵町3丁目	12	0	0	0	0	1	13	2	0	0	0	0	3													
		泉町1丁目	44	1	2	0	0	4	49	18	2	5	0	0	24													
		泉町2丁目	31	0	0	0	0	2	34	12	1	0	0	0	13													
		旭町1丁目	36	0	22	0	0	7	66	0	2	67	0	0	69													
	旭町2丁目	38	0	45	0	0	6	89	1	1	135	0	0	137														
	深見	94	1	3	0	0	2	99	70	4	8	0	0	82														
	太田	65	1	1	0	0	3	70	54	7	2	0	0	63														
	藤久	70	0	1	0	0	2	73	49	0	3	0	0	52														
	横井	13	0	0	0	0	0	13	12	0	0	0	0	12														
	徳光	49	0	1	0	0	1	51	26	0	3	0	0	30														
	小山	82	0	3	0	0	2	87	54	1	10	0	0	65														
	見取	86	1	1	0	3	1	92	63	4	4	0	7	77														
	大谷	51	1	4	0	1	1	56	38	2	12	0	1	53														
	友永	49	0	6	0	0	1	58	27	2	19	0	1	49														
	菅間	56	0	4	0	1	1	62	45	1	12	0	1	60														
	川会	48	0	1	0	0	1	50	36	1	2	0	1	40														
	山田	31	0	0	0	0	1	32	41	0	0	0	0	42														
	上山梨	239	0	37	0	0	73	350	83	1	112	0	0	196														
	上山梨1丁目	10	0	16	0	0	1	27	11	0	48	0	0	49														
	上山梨2丁目	10	0	0	0	0	6	16	2	0	0	0	0	2														
	上山梨3丁目	16	0	7	0	0	17	40	7	1	22	0	0	30														
	上山梨4丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0														
	沖山梨	11	0	0	0	0	0	12	13	0	0	0	0	13														
	月見町	26	0	12	0	0	3	40	1	0	37	0	0	38														
	下山梨	243	1	17	0	0	10	271	108	2	51	0	0	162														
	下山梨1丁目	33	0	0	0	0	2	35	18	0	0	0	0	19														
	下山梨2丁目	32	0	0	0	0	2	34	16	0	0	0	0	16														
	香岡	135	1	15	0	0	10	161	48	4	46	0	0	98														
	香岡1丁目	22	0	5	0	0	1	28	13	0	14	0	0	26														
	香岡2丁目	11	0	0	0	0	1	13	12	0	1	0	0	14														
	穿刈	214	2	10	0	6	3	235	139	7	30	0	14	189														
	可憐の杜	42	0	8	0	0	2	51	50	0	23	0	0	73														
	袋井	215	0	16	0	0	16	247	30	0	48	0	0	79														
	永楽町	41	0	12	0	0	2	56	5	0	36	0	0	41														
	方丈1丁目	41	1	14	0	0	14	70	5	2	43	0	0	50														
	方丈2丁目	35	1	0	0	0	5	41	9	2	0	0	0	11														
	方丈3丁目	10	0	16	0	0	4	30	2	0	48	0	0	50														
	方丈4丁目	7	0	19	0	0	1	27	0	0	57	0	0	57														
	方丈5丁目	4	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	1														
	方丈6丁目	41	1	24	0	0	6	72	0	5	72	0	0	76														
	広岡	281	1	49	0	0	20	332	42	6	146	0	0	184														
	新屋1丁目	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0														
	新屋2丁目	18	1	1	0	0	4	24	7	4	3	0	0	15														
	新屋3丁目	10	0	0	0	0	1	12	4	1	0	0	0	6														
	新屋4丁目	13	0	2	0	0	1	16	6	1	7	0	0	13														
	園本	330	1	61	0	0	15	408	74	4	183	0	1	262														
	村松	270	1	7	0	2	5	283	125	2	20	0	4	150														
	川井	404	1	72	0	0	35	512	129	6	217	0	0	351														
	木原	55	0	27	0	0	8	90	8	2	81	0	0	90														
	土橋	30	0	15	0	0	2	47	8	0	46	0	0	54														
	西田	445	0	9	0	0	6	459	17	0	26	0	0	44														
	新地	185	0	38	0	0	6	189	39	2	114	0	0	146														
	松袋井	39	0	7	0	0	2	48	10	0	21	0	0	31														
	彦島	27	0	2	0	0	1	31	10	1	7	0	0	18														
	高尾	612	6	166	0	2	105	890	60	17	497	0	4	578														
	栄町	61	0	69	0	0	14	143	1	0	207	0	0	208														
	三門町	14	0	28	0	0	2	45	0	0	85	0	0	86														
	山名町	15	0	0	0	0	2	17	10	0	1	0	0	11														
	徳町	50	0	0	0	0	10	60	7	0	1	0	0	8														
	高尾町	33	0	10	0	0	6	49	0	0	30	0	0	30														
	大門	12	0	6	0	0	1	18	3	0	17	0	0	20														
	小川町	92	4	78	0	0	12	185	1	8	235	0	0	244														
	砂本町	58	3	39	0	0	7	109	0	5	118	0	0	122														
	清水町	92	0	33	0	0	11	135	0	0	98	0	0	98														
	青木町	22	0	14	0	0	2	38	0	0	42	0	0	42														
	上田町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0														
	豊沢	308	0	17	0	5	9	340	183	0	51	0	13	247														
	愛野	210	0	28	0	1	16	255	74	2	85	0	1	162														
	愛野東1丁目	32	0	26	0	0	1	59	1	0	79	0	0	80														
	愛野東2丁目	14	0	0	0	0	0	14	4	0	0	0	0	4														
	愛野南1丁目	32	0	8	0	0	1	40	3	0	23	0	0	26														
	愛野南2丁目	23	0	12	0	0	1	36	1	0	37	0	0	38														
	愛野南3丁目	21	0	1	0	0	0	22	1	0	3	0	0	4														
	愛野南4丁目	18	0	7	0	0	1	23	2	0	22	0	0	24														
	神長	44	0	22	0	0	2	68	18	0	65	0	0	84														
	園崎	356	0	29	0	0	9	395	119	0	88	0	1	208														
	山崎	227	0	5	0	1	3	235	102	0	14	0	1	118														
	鎌井	415	0	21	0	0	29	465	138	0	64	0	0	202														
	浅羽北	656	0	145	0	1	43	846	117	1	436	0	3	557														
	浅名	211	0	18	0	1	7	237	84	1	55	0	2	141														
	豊住	115	0	8	0	0	2	125	34	0	24	0	0	58														
	長清	159	0	6	0	0	2	168	36	0	18	0	0	55														
	浅岡	135	0	11	0	0	2	148	33	0	33	0	0	67														
	浅羽一色	75	0	3	0	0	2	80	24	0	10	0	0	35														
中	69	0	8	0	0	2	80	21	1	25	1	0	47															
富里	168	0	2	0	0	4	175	68	1	7	2	0	78															
西ヶ崎	32	0	0	0	0	1	33	13	0	0	0	0	14															
新郷	72	0	9	0	0	1	81	12	1	27	0	0	39															
梅山	235	1	11	0	0	5	251	88	2	32	0	0	122															
松原	196	1	12	0	0	6	216	81	2	37	0	0	121															
初越	25	0	3	0	0	1	29	8	1	8	0	0	17															
中新田	96	0	0	0	0	6	102	44	0	1	4	0	49															
大野	124	0	20	0	0	6	150	40	1	59	0	0	100															
東岡空	110	0	3	0	0	7	120	59	1	9	0	0	69															
西岡空	90	0	3	0	0	2	95	40	1	9	0	0	51															
太田助	276	0	4	0	0	30	312	152	1	13	21	0	187															
合計	10,601	38	1,754	1	24	756	13,174	3,704	138	5,261	29	57	9,188	13,174	100	9,188	13,174	100	9,188									

※四捨五入の関係で合計が含まない場合があります。
 (注1) 第4次地震被害想定において使用している市町村界データと町丁目の計算に利用した町丁目界データは、データの整備年度・整備機関などの違いにより境界の形状に多少の差異があります。そのため、第1次報告の震度区分別面積や液状化可能性区分別面積等と一致していません。
 (注2) なお、町丁目境界は、第4次地震被害想定による建物被害の推計のために、各市町の固定資産税建物データを基に作成したものであり、固定資産税建物データがない地域については、国勢調査等を基に町丁目字等を追加しており

レベル2の地震・津波（東側ケース）

地区区分	管轄支部	町丁字名	建物被害(単位:棟)													管轄支部			地区区分				
			全壊棟数						冬・夕震災						半壊棟数			全壊棟数			半壊棟数		
			揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計	支部毎	割合(%)	支部毎	区分毎	割合(%)	区分毎		
北部地区	袋井北 袋井北四町	蟹島	147	0	35	0	0	5	188	64	1	105	0	0	171	1,759	12	1,478	6,154	41	4,216		
		久能	363	0	31	0	1	22	418	143	1	94	0	0	240								
		天神町1丁目	44	0	0	0	0	3	47	10	1	0	0	0	11								
		天神町2丁目	11	0	31	0	0	0	2	45	0	0	94	0	0							94	
		天神町3丁目	34	0	0	0	0	1	36	6	0	0	0	0	6								
		田町1丁目	29	0	29	0	0	3	61	1	1	87	0	0	88								
		田町2丁目	53	0	0	0	0	5	58	19	2	0	0	0	21								
		船越	167	0	34	0	0	11	212	69	0	102	0	0	171								
		船越1丁目	33	0	23	0	0	3	59	13	1	70	0	0	83								
		船越2丁目	30	0	6	0	0	4	40	19	0	18	0	0	37								
		船越3丁目	22	0	0	0	0	2	25	14	0	1	0	0	15								
		船越4丁目	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0								
		船越5丁目	36	0	5	0	0	2	43	12	0	16	0	0	28								
		山科	140	0	16	0	0	3	159	59	1	47	0	1	108								
		袋井1丁目	23	0	58	0	0	4	84	0	1	173	0	0	174								
	袋井2丁目	19	0	0	0	0	2	21	1	0	0	0	0	11									
	袋井3丁目	14	0	0	0	0	1	14	3	0	0	0	0	3									
	袋井4丁目	48	1	2	0	0	3	53	18	2	5	0	0	25									
	袋井5丁目	34	0	0	0	0	2	37	13	0	0	0	0	13									
	旭町1丁目	42	0	22	0	0	7	72	0	2	67	0	0	68									
	旭町2丁目	41	0	40	0	0	6	87	1	1	120	0	0	121									
	今井	深見	150	1	6	0	0	2	159	68	3	17	0	0	88								
		太田	112	1	1	0	0	5	118	57	6	3	0	0	66								
		延久	100	0	1	0	0	3	104	52	0	4	0	0	57								
		横井	19	0	0	0	0	0	20	13	0	0	0	0	13								
		徳光	69	0	2	0	0	1	72	27	0	5	0	0	32								
		小山	117	0	5	0	0	3	125	55	1	15	0	0	72								
		見取	131	1	2	0	3	2	139	62	3	7	0	8	81								
		大谷	89	1	6	0	1	1	97	36	2	17	0	2	57								
		友水	77	0	12	0	0	2	92	18	1	37	0	1	57								
		菅間	108	0	11	0	1	1	121	39	1	32	0	2	74								
	三川	川倉	80	0	2	0	0	1	84	32	1	6	0	1	39								
		山田	71	0	2	0	0	2	75	35	0	7	0	0	42								
		上山梨	342	0	65	0	0	82	489	43	1	195	0	0	238								
		上山梨1丁目	14	0	28	0	0	2	44	0	0	84	0	0	85								
		上山梨2丁目	16	0	0	0	0	8	24	1	0	0	0	0	1								
		上山梨3丁目	29	0	16	0	0	22	67	5	1	47	0	0	53								
		上山梨4丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
		沖山梨	20	0	0	0	0	1	20	17	0	0	0	0	17								
		月島町	34	0	24	0	0	4	61	0	0	71	0	0	71								
		下山梨	325	1	26	0	0	11	364	89	2	79	0	0	171								
	下山梨	下山梨1丁目	43	0	0	0	0	2	45	19	0	0	0	0	19								
		下山梨2丁目	42	0	0	0	0	2	44	15	0	0	0	0	15								
	宇刈	春岡	157	1	20	0	0	12	190	41	4	61	0	0	105								
		春岡1丁目	29	0	7	0	0	2	38	15	0	21	0	0	36								
袋井川井 袋井西 方丈田原(東)	春岡2丁目	16	0	1	0	0	1	17	15	0	2	0	0	17									
	宇刈	236	2	11	0	6	4	258	138	7	32	0	14	190									
	可憐の杜	49	0	9	0	0	3	61	61	0	26	0	0	88									
	袋井	219	0	18	0	0	16	253	31	0	53	0	0	83									
	水袋町	44	0	12	0	0	2	59	0	0	30	0	0	42									
	方丈1丁目	37	1	13	0	0	15	66	5	2	40	0	0	47									
	方丈2丁目	35	1	0	0	0	5	41	9	2	0	0	0	11									
	方丈3丁目	10	0	15	0	0	4	30	2	0	46	0	0	48									
	方丈4丁目	7	0	15	0	0	1	23	0	0	44	0	0	44									
	方丈5丁目	4	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	1									
袋井東一 袋井東二	方丈6丁目	38	1	21	0	0	6	65	0	5	62	0	0	67									
	広岡	222	1	39	0	0	19	282	47	6	118	0	0	171									
	新屋1丁目	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0									
	新屋2丁目	20	1	1	0	0	3	25	8	4	3	0	0	15									
	新屋3丁目	10	0	0	0	0	1	12	4	1	0	0	0	6									
	新屋4丁目	11	0	2	0	0	1	14	5	1	7	0	0	13									
	園本	283	1	57	0	0	13	354	81	4	170	0	1	255									
	村松	224	1	6	0	2	4	238	128	2	17	0	4	149									
	川井	508	1	80	0	0	39	629	129	5	241	0	0	375									
	木原	71	0	38	0	0	11	120	6	1	114	0	0	122									
袋井川井 袋井西 方丈田原(西)	土橋	42	0	20	0	0	3	65	8	0	61	0	0	69									
	西田	66	0	11	0	0	2	80	16	0	34	0	0	50									
	新池	189	0	42	0	0	6	238	33	1	127	0	0	161									
	松袋井	46	0	8	0	0	2	56	10	0	24	0	0	34									
	彦島	32	0	2	0	0	1	37	10	1	7	0	0	18									
	高尾	614	6	155	0	2	100	876	72	16	464	0	4	556									
	栄町	73	0	73	0	0	14	161	1	0	220	0	0	221									
	三門町	17	0	28	0	0	2	48	0	0	85	0	0	86									
	山名町	19	0	0	0	0	2	22	11	0	1	0	0	12									
	高尾	63	0	0	0	0	10	73	7	0	1	0	0	8									
中部地区	高尾町	35	0	10	0	0	6	52	0	0	31	0	0	31									
	大門	8	0	4	0	0	1	13	3	0	13	0	0	16									
	小川町	85	4	71	0	0	11	171	4	8	213	0	0	225									
	砂本町	57	3	33	0	0	7	100	0	4	98	0	0	102									
	清水町	77	0	24	0	0	10	111	0	0	71	0	0	71									
	青木町	20	0	11	0	0	2	32	0	0	33	0	0	33									
	上田町	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0									
	豊沢	314	0	20	0	6	9	349	182	0	59	0	15	256									
	愛野	177	0	23	0	0	14	215	75	2	69	0	1	147									
	愛野東1丁目	26	0	24	0	0	1	51	1	0	73	0	0	74									
愛野東2丁目	10	0	0	0	0	0	11	3	1	0	0	0	4										
愛野南1丁目	26	0	8	0	0	1	35	3	0	24	0	0	26										
愛野南2丁目	17	0	12	0	0	1	30	1	0	36	0	0	38										
愛野南3丁目	17	0	1	0	0	0	18	1	0	4	0	0	5										
愛野南4丁目	15	0	9	0	0	1	25	2	0	28	0	0	30										
神長	32	0	14	0	0	2	48	16	0	43	0	0	59										
南部地区	笠原	454	0	45	0	0	11	511	85	0	136	0	1	222									
	山崎	292	0	7	0	1	3	302	84	0	20	0	2	106									
	糠井	493	0	22	0	0	29	544	142	0	66	0	0	209									
	浅羽北	751	0	146	0	1	42	941	117	1	439	0	3	580									
	浅名	279	0	22	0	1	7	309	83	1	66	0	2	152									
	豊住	147	0	10	0	0	2	160	34	0	31	0	0	65									
	長溝	177	0	6	0	0	2	186	38	0	19	0	0	56									
	浅岡	150	0	11	0	0	2	164	35	0	34	0	0	69									
	浅羽一色	87	0	4	0	0	2	93	24	0	12	0	0	36									
	中	78	0	9	0	0	2	89	21	1	26	1	0	48									
富里	193	0	3	0	0	5	200	68	1	8	2	0	78										
西ヶ崎	39	0	0	0	0	1	40	12	0	1	0	0	12										
新郷	98	0	9	0	0	1	108	12	0	27	0	0	39										
梅山	305	1	15	0	0	5	326	81	2	44	0	0	127										
松原	241	1	14	0	0	8	264	79	2	43	0	0	124										
初越	30	0	3	0	0	1	34	7	1	10	0	0	18										
中新田	148	0	0	0	0	6	155	47	0	1	2	0	51										
大野	190	0	52	0	0	8	231	36	1	96	0	0	133										
藤野	168	0	5	0	0	9	180	47	1	15	0	0	63										
西原	115	0	4	0	0	2	122	38	1	13	1	0	53										
太郎助	44	0	2	0	0	1	48	15	0	6	0	0	21										
漆	297	0	5	0	0	34	336	148	1	15	21	0	185										
合計	12,407	38	1,888	1	27	803	15,163	3,590	128	5,663	26	62	9,469	15,163	100	9,469	15,163	100	9,469				

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

(注1) 第4次地震被害想定において使用している市町村界データと町丁目の計算に利用した町丁目界データは、データの整備年度・整備機関などの違いにより境界の形状に多少の差異があります。そのため第一次報告の震度区分別面積や液状化可能性区分別面積等と一致していません。

(注2) なお、町丁目

6. 災害用トイレの種類と特徴

仮設トイレ及び簡易トイレ等の災害用トイレの種類と特徴を以下に示す。

設置	名称	特徴	概要	現地での処理	備蓄性※
仮設・移動	携帯トイレ	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・回収	◎
	簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。設置の容易性に優れる。	保管・回収	○
	組立トイレ	マンホール直結型	地震時に下水道管理者が管理するマンホールの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの（マンホールトイレシステム）	下水道	○
		地下ピット型	いわゆる汲み取りトイレと同じ形態。	汲取り	○
		便槽一体型		汲取り	○
	ワンボックストイレ	簡易水洗式 被水洗式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの。	汲取り	△
	自己完結型	循環式	比較的大型の可搬式トイレ。	汲取り	△
		コンポスト型		コンポスト	△
車載トイレ	トイレ室・処理装置一体型	平ボディのトラックでも使用可能な移動トイレ。	汲取り- 下水道	△	
常設	便槽貯留	既存施設。	汲取り	—	
	浄化槽		浄化槽汲取り	—	
	水洗トイレ		下水道	—	

※備蓄性の基準：◎省スペースで備蓄、○倉庫等で備蓄できる、△一定の敷地が必要

出典：「防災トイレフォーラム 2009 資料集<資料編>[1]」、「災害時のトイレ機能の確保に関する調査報告書」（平成23年8月、特定非営利活動法人日本トイレ研究所）を基に作成